

うつくしま行財政改革大綱の取組状況

平成21年6月

目 次

	頁
第 1 基本的考え方	
1 基本目標	1
2 方向性と視点	2
3 計画期間	3
4 進行管理	3
5 取組項目設定の考え方	3
《新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ》	4
第 2 具体的方策	
《うつくしま行財政改革大綱の取組状況》	
I 県民等との連携・協働	
1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり	
(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築	5
(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	10
(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	12
(4) 成果重視型事業展開	14
(5) 地域に役立つ研究開発の推進	16
(6) 戦略的広報の推進	19
(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進	21
(8) 分権宣言進化プログラムの定着化	23
(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進	25
2 県民参画領域の拡大	
(1) 県民運動の推進	27
(2) ボランティア・NPOとの協働推進	29
(3) 具体の計画策定等への県民参画	32
(4) アウトソーシングの着実な推進	35
(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	37
(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続） 導入の検討	39
(7) 「自治宣言」の検討・提唱	41

II 市町村との分担・連携

1 連携・協働の推進

- (1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言 4 3
- (2) 市町村と県の業務連携システムの構築 4 5
- (3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 4 7
- (4) 市町村が策定する計画等への支援 4 9

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

- (1) オーダーメイド権限移譲の実施 5 1
- (2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実 5 3
- (3) 市町村行政支援プランに基づく支援 5 7
- (4) 市町村合併支援プランに基づく支援 6 0

III 行財政システムの確立

1 これまでの改革成果の発揮

- (1) 健全で柔軟な財政構造の確立 6 2
- (2) 政策評価制度の機能向上 6 4
- (3) F・F型行政組織深化に向けた取組み 6 7
- (4) I Tを活用した業務改革の推進 6 9
- (5) 分権型社会を担う人材育成のための研修 7 1
- (6) 県立病院改革の推進 7 3
- (7) 企業局事業の見直し 7 5
- (8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築 7 8
- (9) 県立社会福祉施設の見直し 8 1
- (10) 定員の削減 8 6

2 新たな改革の推進

- (1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり 8 8
- (2) 第三セクターの見直し 9 0

第 1 基本的考え方

1 基本目標

行財政運営のパラダイムシフト（枠組み転換）

—住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立—

真の地方分権を確立していくためには、住民を基本としたあらゆる主体の明確な役割分担と、その役割に基づいた連携・協働により、地域課題を共有しながら地域の在り方を自ら決定していく社会の実現が不可欠です。

こうした「住民が主役であることが実感できる地域社会」を実現するため、「分権宣言進化プログラム(※1)」で提示した新たな5つの機能(※2)を発揮しながら、その基盤となる「分権意識の共有化」をはじめ、「住民の物差し」で成果や現場を重視する組織風土に変革する取組みを進め、行財政運営の枠組みの転換を図っていきます。

※1 分権宣言進化プログラム：正式名「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム
住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」の実現をシステムとして整備するため、住民や市町村の地域づくりを支援する機能と体制を確立すると同時に、県の組織風土を変革することを目的に策定しました。（平成18年2月6日県行財政改革推進本部決定）

※2 県の新たな5つの機能：広域連携機能、自立支援機能、専門・高度技術機能、情報結節機能

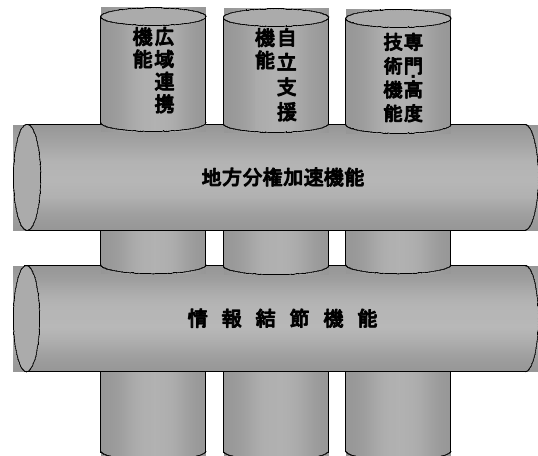
地方分権加速機能

【タテ軸：従来の県の機能の進化】

- ◆広域連携機能：市町村域を超える課題＋県域を超える課題（他の都道府県と連携）の解決
- ◆自立支援機能：市町村の自立の確立を支援する取組み（従来の補完機能の強化）
- ◆専門・高度技術機能：市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度技術分野を担任

【ヨコ軸：真の地方自治を確立する新たな機能】

- ◆情報結節機能：あらゆる情報の結節点としての機能
- ◆地方分権加速機能：地域の実状に応じた制度提案など、地方分権を加速させる機能



2 方向性と視点

I 県民等との連携・協働 — 県民参画の視点 —

1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり

「住民を基本とする地方自治の実現」に向けて、住民や市町村が抱える様々な地域課題を共有し、その解決に向け柔軟に対応する取組みを推進します。

2 県民参画領域の拡大

県民、NPO、NGO、ボランティア、企業、各種団体等との分権意識の共有化を図りながら、それぞれの役割分担に基づく主体的な地域活動の促進や連携・協働の取組みを通じ、県民参画領域の拡大を図ります。

II 市町村との分担・連携 — 住民基本の視点 —

1 連携・協働の推進

分権時代にふさわしい市町村との明確な役割分担の下、連携・協働を図る取組みを推進します。

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

住民に最も身近な行政主体である市町村が、これまで以上に地域の実状を踏まえた地域づくりができるよう、市町村の主体的な取組みを支援します。

III 行財政システムの確立 — 組織風土の変革：成果・現場重視の視点 —

1 これまでの改革成果の発揮

限られた財政的・人的資源の下、PDCAマネジメントサイクルの確立を通じて、これまで進めてきた抜本的改革の成果を確実なものにします。

2 新たな改革の推進

環境変化を踏まえた新たな改革に着手し、簡素で効率的な行財政システムを確立します。

3 計画期間

- 平成18年度～22年度の5年間とします。
- なお、今後の取組状況や行財政運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

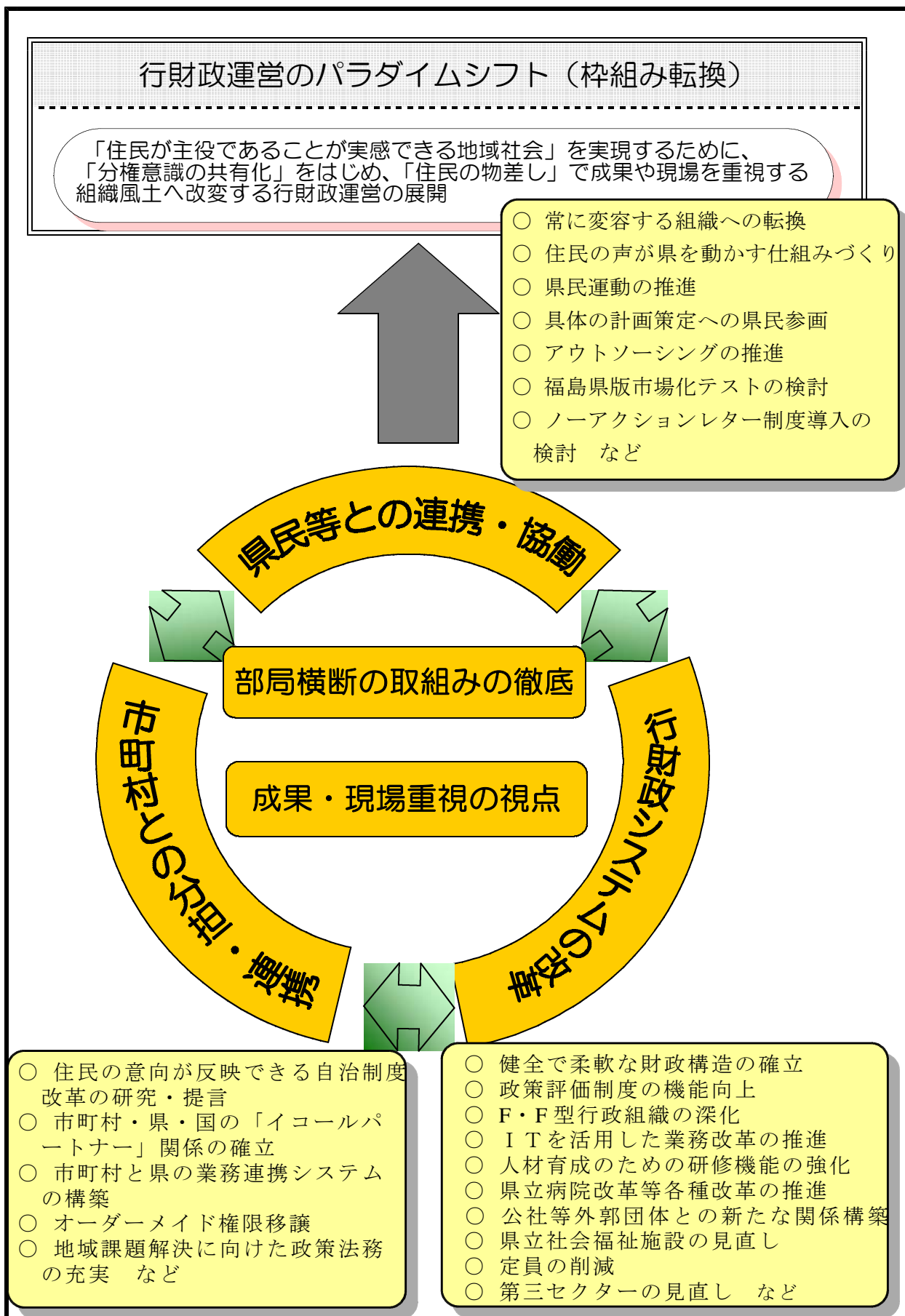
4 進行管理

- 全庁的観点から、効果的かつ確実な実行を確保するため、県行財政改革推進本部において、進行管理します。
- 「分権宣言進化プログラム」と連動させ 第2 具体的方策 に掲げる取組項目の効果的・効率的な具現化を図ります。
- また、毎年、取組状況の自己評価結果を「行財政改革推進委員会」から助言等をいただくとともに、県ホームページ等で広く公表し、県民の方々のご意見をいただきながら、着実に改革を推進します。

5 取組項目設定の考え方

- 基本目標の達成に向け、「3つの方向性と視点」に資する項目に重点・選別化します。
- また、県のみが実行主体となる取組項目については、成果重視の観点から、「何をどれだけ成し遂げるべきか」という成果目標の設定を基本とします。

新うつくしま行財政改革大綱の取組みイメージ



推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築 (分権宣言進化プログラム実践項目①) (分権宣言進化プログラム実践項目⑤)			中心となる領域等		
				各地方振興局、各出先機関 市町村領域、文書管財領域		
取組の内容						
<p>住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる、複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築します。 また、地域の実状に即した課題解決・政策実現のため、次により政策法務に係る積極的な取組みを行います。</p> <p>《出先機関（各地方振興局ごと）における体制の構築》</p> <p>1 地域連携室の設置（＝出先機関連携組織） 部局（出先機関）横断的に取り組むべき課題に対応するため、出先機関連携による複合的組織として地方振興局に設置します。</p> <p>2 地域担当の配置 部局横断的な対応が必要となる提案や要望についての相談窓口として地域担当を配置します。</p> <p>3 出先機関の機能強化 地域連携室における具体的な取組みを通じ、必要性が明確になった権限については、出先機関への更なる権限の委譲を行います。</p> <p>《本庁における体制整備》</p> <p>4 地域連携支援プロジェクトチームの設置 各地方振興局地域連携室における取組みに対応し、そのバックアップを図るための本庁体制を整備します。 ◇ 調整窓口：市町村領域 ◇ 構成：各部局企画担当、関係領域、政策法務担当</p> <p>《政策法務の強化》</p> <p>5 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備 (1) 政策法務体制の整備 (2) 政策実現のための政策法務 1) 独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計 2) 法的限界を見極めたうえでの制度設計（法改正提言、特区提案）法的枠組み 3) 県の行為の法的意味づけ（条例・規則制定の法的根拠） 4) 法令審査、行政訴訟支援</p> <p>【成果目標】 住民や市町村が抱える地域課題解決の取組みを進めるとともに、その取組状況について、毎年度市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域連携室の設置・運営						→
地域連携支援プロジェクトチームの設置・運営						→
地域課題解決に向けた政策法務体制の整備						→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 地域連携室の運営

【計画どおり実施】

出先機関が連携して地域課題に対応するため、各地方振興局「地域連携室」において、各室員が担当市町村を訪問して部局横断的に地域課題の把握に努めるとともに、地域連携室員会議での検討等を通じ、地域課題解決に向けての手法等について調査、研究を行った。

地域連携室	検討した課題、プロジェクト等の主な内容	備考
県北	<ul style="list-style-type: none"> 生活交通の確保に関する研究会 県北地方“ふるさとの宝”データベース「けんぼく大辞典」の運用 野生動物との共生（小学生向けリーフレットの作成、配布） 	連携調整事業 〃 〃
県中	<ul style="list-style-type: none"> 管内企業の連携・受発注促進（「県中地方企業情報データベース」開設） 地域連携サロンの開催（市町村担当者間の情報交換会） 町総合計画策定への助言 ハローワーク石川出張所廃止への対応 地域資源活用プロジェクトチームによる検討 雇用促進住宅の有効活用方策検討 県有地譲渡に係る関係機関の調整 	連携調整事業 〃
県南	<ul style="list-style-type: none"> 県南地方の情報発信力の強化（地域づくり団体等の活動をI-net上で紹介） 県南地方の食と物産紹介（場所：いわき市小名浜） 	連携調整事業 〃
会津	<ul style="list-style-type: none"> 森と農の再生に向けた活性化（奥会津町村資源活用型振興方策研究会・企業の森林づくり推進事業） 地域医療関連情報発信事業（県出身学生向け・診療所所在町村向け説明会開催） 会津地方地域産業戦略研究事業 磐梯猪苗代地域のスッキリ・わんさか計画事業 会津地方振興ネットワーク会議（広域課題への対応） 	連携調整事業 〃 〃 〃
南会津	<ul style="list-style-type: none"> 只見川電源流域振興プロジェクト 只見川伝統食品プロジェクト ふるさと南会津、おもてなし空間形成プロジェクト 南会津町中心市街地活性化プロジェクト 豪雪対策プロジェクト 道の駅ネットワークプロジェクト 南会津観光物産展の開催 	連携調整事業 〃 〃 〃 〃 〃
相双	<ul style="list-style-type: none"> 常磐自動車道開通を活用した地域活性化（「ゆったり」を「どっさり」集めよう大作戦（地域のお宝情報）、「相双地域観光・物産振興連携会議」） 産学官連携による産業人材の育成（相双技塾 2008） 	連携調整事業 〃

	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生・高校生による国道6号線の清掃ボランティア ・地上デジタル放送への完全移行に伴う難視聴等 ・雇用促進住宅の譲渡・廃止への対応 	〃
いわき	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域（道路ネットワークの活用、木質バイオマス利活用促進、定住・二地域居住の推進） ・アクアマリンパーク（倉庫群への情報発信基地設置及び利活用事業実施） ・中心市街地（いわき駅前賑わい創出、歩いて暮らせるまちづくり推進事業への支援） ・ものづくり振興（「元気ないわきのものづくり企業」調査発掘・広報事業、産業人材育成プログラム「いわき技塾」の実施） 	

2 地域連携支援プロジェクトチームの運営 【計画どおり実施】

本庁においても、地域連携室における情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続して行った。

- ◇ 調整窓口：市町村行政課
- ◇ 構成員：各部局企画担当主幹、政策法務担当 等

成果目標に対する効果

地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームを設置・運営することにより、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が主体となって対応する取組みを進めた。

3 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備

(1) 政策法務体制の整備 【計画どおり実施】

- 4月 政策法務体制の強化のため、文書法務課に政策法務担当を2名設置するとともに、関係各部局に政策法務担当の配置を依頼した。
- 7月 関係各部局政策法務担当者打合せ会議を開催し、政策法務に係る意見交換や検討を行った。

(2) 政策実現のための政策法務 【計画どおり実施】

- 4月以降 県職員を対象とした、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載したウェブマガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、政策法務情報の提供を行った。
◇7月、10月、3月発刊
- 7月 庁内の法務担当者を集めた法務関係業務説明会を開催し、政策法務について説明し、条例化の留意点を示した。
- 9月 政策法務に係る助言等を受けるための政策法務アドバイザーを設置した。
「庁内政策法務（争訟法務）研修会」の基調講義・助言者として1名委嘱
- 11月 政策法務に係る助言等を受けるための政策法務アドバイザーを設置した。
「県・県北地方振興局管内政策法務実務研修会」の基調講義・助言者として1名委嘱
- 1月 政策法務に係る助言等を受けるための政策法務アドバイザーを設置した。
「県・市町村政策法務研修会」の基調講義・助言者として1名委嘱
- 通年 担当課の事務執行に係る法解釈等についての助言などの支援を実施した。

(3) 政策法務に関する市町村との意見・情報交換会、研修会の開催

地域連携室を通じて以下のとおり実施した。

地域連携室	政策法務に関する意見・情報交換会の開催
-------	---------------------

県北	政策法務に関する県と管内市町村の職員を対象とした研修会を平成20年11月5日に実施した。
県中	地域連携サロン（テーマ：政策法務概論）の開催を受けて、管内各市町村の法務担当者による情報交換会を定例議会1ヶ月前を目途に開催し、各種法律に基づく条例等の制定・改正に関する情報交換を行っている。 平成20年8月12日 平成20年11月17日 平成21年2月24日
県南	法務担当者のネットワークづくりを求める管内市町村からの要望を踏まえ平成18年度から県南地方市町村法務担当者情報交換会を開催している。 平成20年7月16日（地域連携室主催） 平成20年11月21日（白河市主催） 平成21年2月18日（泉崎村主催） 地域連携室を通じて埴町から法制執務研修会への職員の派遣依頼があり、同研修会へ職員を派遣した。 平成21年2月18日、19日

(4) 市町村条例制定に対する支援

- ① 南相馬市民税法人税割の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（南相馬市）
- ② 会津坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（会津坂下町）
- ③ 会津坂下町税条例の一部を改正する条例（会津坂下町）
- ④ 田村市議会委員会条例の一部を改正する条例（田村市）
- ⑤ 下郷町地域振興施設設置条例（下郷町）
- ⑥ 国民健康保険条例の一部を改正する条例（矢吹町）
- ⑦ シルクピア施設の設置及び監理に関する条例の一部を改正する条例（川俣町）

成果目標に対する効果

各部局が直面する課題に対応するため、政策条例の新規制定（福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例）及び改正（福島県景観条例、福島県屋外広告物条例等）において制度設計等の助言を行うとともに、上記取組みにより、各部局・市町村の円滑な政策実現が図られるよう法務面からの支援を積極的に推進した。

今後の取組み

平成21年度取組項目

- 1 地域連携室の運営（※21年度新規の具体的な取組案件は未定。20年度課題の継続検討）
住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。
これまでに抽出した地域課題をより一層掘り下げて検討するほか、市町村から持ち込まれる地域課題とは別に必要に応じて独自のテーマを設定し、調査、検討を行う。
- 2 地域連携支援プロジェクトチームの運営
本庁においても、地域連携室における情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する（案件に応じて開催予定）。

21年度末成果目標

設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。
また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善等を図る。

3 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備

(1) 政策法務体制の整備

4月 引き続き文書法務課に政策法務担当を2名設置するとともに、関係各部局に政策法務担当の設置を依頼する。

6月以降 引き続き関係各部局政策法務担当者打合せ会議を開催し、政策法務体制の強化のための意見交換や検討を行う。

(2) 政策実現のための政策法務

①独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計

通年 政策条例の制定・改廃に関して、政策法務担当が制度設計段階での助言等担当課に対する支援を実施する。

②制度設計に係る法的枠組み、県の行為の法的意味づけ

通年 担当課の事務執行に係る法解釈や、制度設計上適法・適格性等についての助言等の支援を実施する。

通年 職員に対する業務説明会や実務講習会を開催するとともに、上記ウェブマガジン「うつくしま法務茶房」の発刊等引き続き政策法務情報の提供を行う。

③法令審査、行政訴訟支援

通年 各部の事務事業における法令面での審査を厳正に行うとともに、各部の法的紛争に関し求めに応じて適切な情報提供を行う。

21年度末成果目標

このような取組みを通して、本県における政策法務体制を更に充実させるとともに、各部局が、政策の検討、実施に際し、法務面で適切に対応できるよう、また、全庁的に政策法務の視点から課題を抽出し解決していくといった意識が定着していくよう支援していく。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>住民や市町村が抱える様々な地域課題の解決に向け、年度途中であっても柔軟かつ大胆に対応し、必要に応じて変容し得る機動的な組織運営の仕組みを、検討・導入します。</p> <p>1 柔軟な組織運営 現在導入している担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、検証・改善を行うとともに、その考え方等を発展させ、外部の変化等に素早く対応できる自律した組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>2 成果重視の組織運営 成果重視の期間限定的な取組みや職員が多様な切り口から複数の組織等に所属するマトリックス型の組織運営を基本とするなど、柔軟かつ流動的な組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>【成果目標】 担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを検討します。 また、それらに基づき、数テーマについて既存の枠組みを発展させた取組みを進めます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
枠組みの検討・既存システムとの調整		→				
試行・検証・本格実施			試行		実施	→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 枠組みの検討・既存システムとの調整

○ 「総合安全管理」に係る担当理事制等の見直し

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づく施策を総合的かつ計画的に展開するとともに、部局連携による安全安心確保と危機発生時における初動対応を強化するため、「安全管理監」を新設し、直轄理事が兼務することにより、直轄理事が総合安全管理を直接所管（「総合安全管理担当理事」は廃止）する体制とした。

また、複合的組織である「総合安全管理室」の構成員を各部局部主幹等から政策監に格上げした。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ 安全管理監の新設及び総合安全管理室員の格上げにより、部局等の垣根を越えた連携・調整機能の向上が可能となる体制を整備した。

2 試行・検証・本格実施

○ 「局」による柔軟かつ自律的な組織運営

平成20年度から新設した「観光交流局」及び「文化スポーツ局」において、県政の重要課題に対応した。

◇ 観光交流局

観光振興、定住・二地域居住、福島空港利活用、県産品振興など

◇ 文化スポーツ局

新“うつくしま、ふくしま。”県民運動、第20回全国生涯学習フェスティバル、声楽アンサンブルコンテスト全国大会、F I S フリースタイルスキー世界選手権大会猪苗代大会など

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ 部長相当職の局長を配置し、現行担当理事と同等の権限を付すことにより、各課題に対し、意思決定が迅速になるなど、柔軟かつ自律的な組織運営を図ることができた。
- ・ 局設置により、観光交流施策や文化スポーツ施策に対する認知度や県民、関係機関等から寄せられる期待感が高まり、効果的な事業展開が図ることができた。
- ・ 課題としては、部局間連携、本庁と出先機関との連携をより一層強化する必要がある。

今後の取組み

平成21年度取組項目

引き続き、担当理事制や局設置等による組織運営の検証を行いながら、より実行性のある部局連携のあり方等について検討を行う。

21年度末成果目標

効果的な組織運営が可能となるような仕組みについて、引き続き、研究を進める。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑨)	人事領域				
取組の内容						
<p>それぞれの職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、住民の多様な価値観、物事の見方、とらえ方等をネットワークで交差させるデータベースを整備することにより、組織横断的に課題解決を図る仕組みを構築します。</p> <p>○ データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築 〈構築の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 他の部署の情報も交差する視点 ◇ ごく小さな問題意識でも交差する視点 ◇ 職員の接遇などの視点 ◇ 個人情報保護の観点等からのルールづくり <p>【成果目標】</p> <p>職員が出張等において県民から寄せられた意見を、その都度登録するなどの視点を基本として、平成18年度中にデータベースを構築し、住民の声や知恵を出発点にココに連携する業務運営と意識の醸成を目指します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	住民の声の交差点の構築	→				
	情報の交流	→				
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

○ データベース「知恵の交差点」のテスト運用開始

- ・ 4月～6月 テーマ案の募集、名称案の募集・決定、システムの周知・PR
- ・ 7月 テスト運用開始

テーマ	募集期間	書込数
県有財産の最適活用方策について	7～8月	37
過疎・中山間地域の素晴らしさ、豊かさ、楽しさをアピールするアイデアやキャッチコピー募集について	9～10月	20
業務に潜む危機の芽（ヒヤリハット事例の情報収集）	11月～1月中旬	14
本県の目指すべき将来像について（新しい総合計画策定のための意見募集）	1月中旬～3月	8

寄せられた意見については、テーマ担当課がそれぞれの業務に反映

例)「福島県県有財産最適活用計画（ファシリティマネジメントプラン）」の策定（平成20年9月）に当たり、「県有財産の最適活用方策について」へ寄せられた意見（広告の導入、職員駐車場の有料化、職員公舎の集約化等）を参考にした。

- ・ 1～3月 システム自体に対する意見を募集
意見の募集方法、書込み手法等の改善策について29件の書込みがあった。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

20年7月から試験的に運用を開始しており、21年度以降の本格稼働を目指す。

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 「知恵の交差点」の本格的運営

4・5月 1～3月に寄せられた意見を踏まえ、20年度の取り組みを基に本格的運営に向けた検討実施

6月～ 運営開始

- ・ 商業振興策(商店街の活性化)等のテーマを予定
その他新しいテーマについても随時募集
- ・ 運営手法は随時見直し

21年度末成果目標

各部局から幅広くテーマを募集しつつ本格的運営を開始し、職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、一人ひとりが組織の垣根を越えて課題解決を図る風土をつくる。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(4) 成果重視型事業展開	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑪)	人事領域、企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>地域住民にとって事務・事業の成果がわかりやすい行政システムを確立するため、地域住民等からの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるよう、次の取組みを行います。</p> <p>○ 事務・事業の成果をわかりやすく発信 「すべての人にとって安全・安心で利用しやすい」というユニバーサルデザインの考え方を基本として、各部局の各事業について、共通事項の洗い出しや用語の統一、様式の統一等により、わかりやすい情報発信の取組みを進めます。</p> <p>○ 事務・事業モニタリング制度の検討・導入 各事業において個別に対応している「住民の意向反映」の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組みを検討し、導入します。</p> <p>【成果目標】 ユニバーサルデザイン推進指針やホームページ作成ガイドライン等に基づくことを前提として、事務事業の成果のわかりやすい発信とその検証・改善に取り組みます。 さらに、地域住民等からの意見反映を可能とするモニタリング制度の平成19年度導入を目指します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事務事業の成果のわかりやすい発信					→
	事務事業のモニタリング制度	検討	導入			→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 事務・事業の成果のわかりやすい発信

外部委員から成る「福島県事業評価委員会」の効率的運営により多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上と県民にわかりやすい事業評価の発信に努めており、平成20年度においては、施策評価表と事業評価表を一体化させ目標値及び実績値をグラフ化した新たな評価表を導入するなど、更なる分かりやすさ、明確化の向上に取り組んだ。

【計画どおり実施】

○ 事務・事業モニタリング制度の検討・導入

事務・事業モニタリング制度を検討するに当たって、既存の住民の意向反映に向けた総合的な取組みの状況を引き続き確認した。

- ① 県ホームページ上に「政策評価のページ」を設け、事業評価の結果について個別施策・事業ごとに公開し、評価対象となった事務事業について県民が随時モニタリングできる体制を整え、県民からの意見・提案を随時受け付けている。
- ② 県ホームページ上に「県民提案コーナー」を設け、電子メール、手紙等により、随時提案を募集している。寄せられた提案は、それぞれの施策・事業への具体的な反映について検討・実施した上で、提案者には速やかに回答を行い、内容をホームページ上で公開している。

【優先すべき取組を先行】

成果目標に対する効果

事業評価については、住民への分かりやすさの観点から継続的に発信方法の見直し等に取り組んできた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 事務・事業の成果のわかりやすい発信

引き続き、外部委員から成る「福島県事業評価委員会」の効率的運営により、多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上と県民にわかりやすい事業評価の発信に努める。

○ 事務・事業モニタリング制度の検討・導入

住民説明会やワークショップなど既存の取組みについての検証を加えながら、住民によるより効果的なモニタリング仕組みについての検討を引き続き進める。

21年度末成果目標

分かりやすい発信を引き続き実施しながら、住民が参画しやすい環境づくりを進めるための仕組みを検討する。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり				
取組項目	(5) 地域に役立つ研究開発の推進	中心となる領域等			
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑥)	各部局、各試験研究機関			
取組の内容					
<p>次の基本的考え方にに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や市町村に対する研究成果発表の機会を広く設定 ・住民や市町村の意向を踏まえた研究内容の検討 などの取組を通じ試験研究機関における研究を住民や市町村により身近なものとしていきます。 <p>《基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究に係る住民理解の促進に向けた研究成果の発信 ○ 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 ○ 住民や市町村と連携した取組みの拡充による住民に身近な試験研究の実現 <p>また、更なる研究レベルの向上と地域貢献を図るため、機動的な研究体制の構築等、試験研究機関のあり方について検討します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>市町村・住民から試験研究への要望を収集するとともに、課題の設定及び研究成果について、消費者代表等を加えた評価制度へ移行し、地域に役立つ研究開発を推進します。</p> <p>新たな制度導入とあわせ具体的な成果目標を設定します。</p>					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
試験研究機関の研究成果の発信	検討 ----->	実施			
住民の意向を踏まえた研究成果の評価	検討 ----->	実施			
住民や市町村と連携した取組みの拡充	検討 ----->	実施			
試験研究機関のあり方検討					
備考					

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

商工労働部：ハイテクプラザ

- 1 試験研究機関の研究成果の発信** 【計画どおり実施】
- (1) 「研究成果発表会」
- ・ パネル展示等のほか職員によるミニセミナー及び技術交流会などを開催
- (2) 「集まれっ！ハイテクプラザ」
- ・ 研究成果の発信のほか、「サイエンス教室」、「公開実験室」の開催や、民間企業の協力による「実演・体験コーナー」等の取組み
- (3) ホームページの活用
- ・ ホームページの充実による情報発信の拡大
 - ・ 電子メールにを活用した相談対応等による企業サポートを随時実施
- (4) 「技術相談会」、「事業説明会」等の開催
- ・ 第24回産学官交流のつどい（福島市：216名）／ 技術相談会（相馬市、白河市：49名）
 - ・ 二本松市企業間交流会（二本松市：120名）／ 未利用特許活用セミナー（郡山市：60名）
- 2 住民の意向を踏まえた研究成果の評価** 【計画どおり実施】
- ・ 大学教授等専門家からなる「研究評価外部アドバイザー」に消費者代表を加え、評価に対する意見を聴取
- 3 住民や市町村と連携した取組みの拡充** 【計画どおり実施】
- ＜地域ニーズによる主な研究成果＞
- (1) 焼き物に着色等可能なクレヨンの開発
- ・ 大堀相馬焼協同組合からの依頼により、5色の加飾用クレヨンを開発
 - ・ 窯との相性などの実用に向けた最終試験の段階に至る（商品化間近）
- (2) 柿の渋もどり抑制技術の開発
- ・ 企業からの依頼により、柿の渋もどりを阻害するタンパク質由来の添加物を発見、その効果を確認し特許出願
 - ・ 県内企業等で会津身不知柿の具体的商品開発に着手（市場流通間近）
- (3) ガラス製光学フィルターの強化
- ・ 企業からの依頼により、OA機器のガラス製光学フィルターの強化方法を開発
 - ・ 形状の自由度も増した小型（薄肉）化に成功（他社との競争力アップに寄与）
- 4 試験研究機関のあり方の検討** 【計画どおり実施】
- ・ ハイテクプラザ利用企業、情報誌送付企業に対するアンケート調査、一部企業に対する聞き取り調査を行い、試験研究機関のあり方について検討。

農林水産部：

農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

- 1 試験研究機関の研究成果の発信** 【計画どおり実施】
- (1) 農業総合センター成果展示室活用による研究成果の発信（来場者：約6万人）
- (2) 県民向け情報誌「ラウンド農ふくしま」の発行（1,000部×4回）
- (3) 各試験研究機関における「参観デー」（対象：一般県民）、「研究成果発表会」（対象：農林水産業者等）の開催
- (4) 「子どもアグリ科学教室」の開催

- 2 住民の意向を踏まえた研究成果の評価（産業創出課事務局） 【計画どおり実施】
- ・ 大学教授等専門家からなる「研究評価外部アドバイザー」に消費者代表を加え、評価に対する意見を聴取
- 3 住民や市町村と連携した取組みの拡充 【計画どおり実施】
- (1) 地域ニーズによる主な研究成果
 - ・ 水稲糯新品種「福島糯8号」の育成
 - ・ 環境にやさしい農業を実践するための栽培法の確立
 - ・ ナシの新害虫ナシシンクイタマバエの防除法
 - ・ 優良な種雄牛の育成・確保
 - (2) 地域ニーズによる新たな研究事例
 - ・ エゴマ種実の給与技術
 - (3) 各参観デーにおけるアンケート調査の実施
 - ・ 調査結果と試験研究機関の対応方針は「農林水産技術運営会議」の議題として取り上げるとともに、翌年度の参観デーで公表
 - (4) 倒木した天然記念物の桜の再生
 - ・ 平成19年に倒木した小野町の天然記念物「観音桜」について、林業研究センターの研究成果である広葉樹クローン増殖技術の活用により、さし木による後継樹の育成に成功。
(小野町からの要請を受けた取組み)
- 4 試験研究機関のあり方検討 【計画どおり実施】
- ・ 有識者による農業総合センターの運営に関する懇談会の開催（2回）

今後の取組み

平成21年度取組項目

商工労働部：ハイテクプラザ

<主な取組み（新規）>

- ・ 企業ニーズに即した試験、開発、技術移転等の業務を行うため、ハイテクプラザの研究開発部と連携支援科（企業相談担当）を一体化
- ・ 地域や他の機関を連携を進めるため、ハイテクプラザに「産学連携科」を新設
- ・ 「ハイテクプラザ業務説明会」を開催し、住民や市町村にハイテクプラザの業務を周知し、今後の利用を通じた連携の構築に資する（4月）

農林水産部：

農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面水産試験場

<主な取組み>

- ・ 市町村や県民からの要望を広く聴取するための手法や内容の改善を検討
- ・ 20年度に市町村等から収集した要望等については今後の試験研究等の取組みに活用

21年度末成果目標（商工労働部・農林水産部）

- ・ 現在の取組み（研究成果の発信、住民等の要望に基づいた研究、外部評価委員による評価）に加え、住民の意向を汲み上げた研究の実施方法の検討、成果の評価制度の見直しを進める。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(6) 戦略的広報の推進	中心となる領域等				
		知事公室				
取組の内容						
<p>連携・協働の前提となる情報の共有化を図るため、次により効果的・効率的な広報に取り組めます。</p> <p>○ 部局横断の視点から、広報広聴戦略会議などを活用しながら、広報の内容・時期・媒体等について全庁的な調整を行います。</p> <p>○ 県の重点施策と連動した重点広報分野を設定するとともに、広域的プレスリリース配信サービスなど新たな広報媒体なども活用しながら、国内外に向け効果的・効果的な情報発信に取り組めます。</p> <p>*広域的プレスリリース配信サービス：通信社が有する国内外メディアへの配信網を活用し、瞬時、同時に広域的な情報提供を行う配信サービス。</p> <p>【成果目標】 平成18年度から、部局横断的な視点からの全庁的な調整による広報を展開するとともに、検証・改善の取組を進めていきます。 また、新たな広報媒体等を活用した情報発信を平成18年度より導入し、県内外はもちろん、国内外のマスコミ等への情報提供件数の17年度比10%増を目指します。 (173, 757件 18年2月現在)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全庁的な調整の実施						→
効果的な情報発信の取組						→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 全庁的な調整の実施

○ 戦略的な広報

県の重点推進分野と連動した広報重点テーマを設定し、各種媒体を通じて重点的な広報活動を行った。 【概ね計画どおり実施】

2 効果的な情報発信の取組み

○ 広域的プレスリリースの活用

全国のマスコミに効果的に情報を発信するため、民間の広域的プレスリリース配信サービスを利用し、効率的・効果的な情報発信を行った。

・広域プレスリリース配信サービスの20年度利用実績：24件 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

部局横断的な視点からの全庁的調整による広報について効果的に展開するとともに、検証・改善の取組みを進めた。

また、民間の広域的プレスリリース配信サービスを利用し、効率的な情報発信に努めたが、国内外のマスコミ等への情報提供件数は4,031件にとどまり、前年度より221件減少し、17年度比96%であった。

(⑳4,031件 21年3月末現在 / ⑰4,197件 18年3月末現在)

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 全庁的な調整の実施

○ 戦略的な広報

各部局の企画主幹等で構成する広報広聴企画会議において確認された平成21年度県政広報基本方針に基づき、県の重点推進分野と位置づけられた各項目について重点的に広報するなど、より戦略的、効果的な広報活動を行う。

2 効果的な情報発信の取組み

○ 各種技術の活用

平成21年2月に導入したCMS（コンテンツ・マネージメント・システム）の活用により、更新の迅速化、閲覧者にとっての利便性向上が図られることから、今まで以上に県民に分かりやすく魅力的なホームページの作成に努める。

また、知事の定例記者会見については、ホームページによる動画配信を引き続き行うなど、工夫を凝らした情報発信を進める。

21年度末成果目標

部局横断的な視点からの全庁的調整による広報について効果的に実施するとともに、検証・改善の取組みを進める。

また、国内外のマスコミ等への情報提供件数を17年度比5%増とする。

(㉑目標 4,407件 / ⑰4,197件 18年3月現在)

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 (分権宣言進化プログラム実践項目⑩)	中心となる領域等				
		人事領域、各部署				
取組の内容						
<p>職員が、NPOやボランティア活動だけでなく地域のお祭りなどの活動に自発的に参加できるよう、様々な面から方策を検討し、「参加しない・参加できない職員」から、「参加する・参加できる県職員」への転換を目指します。</p> <p>また、住民組織と県がお互いの業務・活動を理解し、改善を図っていくために、業務体験を相互に実施するなどの双方向的な交流について検討します。</p> <p>平成17年度より取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」について、出先機関との業務連携を検討するなどにより、職員の自主的取組みを促進します。</p> <p>〈実践内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の自主的な地域活動参加促進方策の検討・導入 ○ 住民組織等との業務体験交流の検討 ○ 地域づくり応援の取組み（ふるさと町村応援隊） <p>【成果目標】</p> <p>住民の声や知恵を出発点とする業務運営を通して職員の意識改革を醸成し、地域活動参加促進方策等の仕組みを検討・導入し、その結果として地域との関わりを持つ職員職員 約7割（H16年職員アンケート）の拡大を目指します。</p> <p>ふるさと町村応援隊については、その取組みを拡充します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員の地域活動参加 仕組みの検討 導入		→				→
双方向業務体験交流制度 仕組みの検討		→	→	→	→	→
ふるさと町村応援隊 取組み拡充		→				→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討

職員の自主的な地域参加を促すために、仕事始めの式における知事発言をはじめ、さまざまな機会をとらえて職員の意識の醸成を図った。

【 概ね計画どおり実施 】

2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討

住民組織への県職員派遣等について検討を行った。

【 概ね計画どおり実施 】

3 地域づくり応援の取組み拡充（ふるさと町村応援隊）

(1) 平成20年度「福島県ふるさと町村応援隊」名簿の更新、関係機関への名簿送付

(2) 平成19年度における活動実績の調査

ア 応援隊の隊員数

平成20年度：367人（平成19年度：363人）

イ 活動実績

平成19年度の実績は次のとおり。（平成20年度については、今後調査予定）

- ・各種相談対応 16件
- ・イベント等のPR活動 66件
- ・各種アドバイス 9件
- ・その他 37件

【 概ね計画どおり実施 】

成果目標に対する効果

ふるさと町村応援隊については、職員の自主的な取組みであり、意識面からも一定の成果が見られた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 職員の自主的な地域活動参加の仕組みの検討

- ・ 職員の意識の醸成を図りつつ、さらなる取組みについて引き続き検討。

2 双方向業務体験交流制度の仕組みの検討

- ・ 引き続き、仕組みについて検討。

3 地域づくり応援の取組み拡充（ふるさと町村応援隊）

- ・ 平成20年度の活動実績を調査しつつ、ふるさと町村応援隊のさらなる活用方法等について検討。

21年度末成果目標

- ・ 職員の地域参加促進に向けた検討の継続。
- ・ ふるさと町村応援隊の取組み成果を踏まえた、地域課題に向き合う職員の意識づくり。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(8) 分権宣言進化プログラムの定着化 (分権宣言進化プログラム実践項目④)	中心となる領域等				
		市町村領域、人事領域 各地方振興局 県民環境総務領域、知事直轄				
取組の内容						
<p>分権宣言進化プログラムの定着化を図るため、次により取り組みます。</p> <p>1 住民、市町村、県連携による「分権を育てる講座」の実施 地方分権とは何か、どのような分権を目指していくべきか、住民はどのように自治に関わっていくかなど、プログラムの目指すものについて、座学ではなく議論を中心とした講座を住民や市町村と連携して開催し、地域に根ざした地方分権の確立を目指します。 ※ NPO やボランティア団体、市町村などが開催するイベントや会議等、様々な機会をとらえて議論の場として議論の場として活用させていただくなど、柔軟に検討。</p> <p>2 職員を対象とした講座の開催 上記の取組みに先行させて、職員を対象とした講座を開催し、職員の分権意識の醸成を図ります。</p> <p>3 分権広報活動の実施 県内に広く分権意識が浸透されるよう、行政から発信するという単方向の広報ではなく、『双方向、かつ、発信自体も住民組織やボランティアが担う』など、機能的・能動的な分権広報活動を展開します。</p> <p>【成果目標】 分権宣言進化プログラムの目指すものや地域連携室の取組みについて、住民、市町村、県職員の理解を深めるため、平成18年度においては各地方振興局単位に講座を開催するとともに、19年度以降、検証・改善による取組みを積み重ねていく。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
分権を育てる講座 情報収集・仕組み構築 講座の実施		→				→
職員を対象とした講座						→
分権広報活動の実施						→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 分権を育てる講座
通年：講演会・研究会等3回実施 【計画どおり実施】
- 2 職員を対象とした講座
通年：講演会・研究会等6回開催 【計画どおり実施】
- 3 分権広報活動の実施
通年：「道州制のホームページ」の管理運営（住民からの意見募集含む）
2月：「第1回地方分権・道州制研究会」（知事・副知事・各部局長等により構成）を報道機関公開により開催。会議結果、資料についてもホームページ上に公開。
3月：市町村への権限移譲の状況について、H21.4.1付けで移譲が実現したオーダーメイド権限移譲（3法令・15事務権限・延べ15市町村）の実績を盛り込んだ形で再整理の上、ホームページ上に公開。
【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・第二期地方分権改革の動向や政府や経済界を中心に議論が進む道州制論議等に関する各種情報を適時提供することに加え、報道機関公開による「地方分権・道州制研究会」や市町村への権限移譲など県独自の取組みを通して、広く地方分権の理解促進に努めた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

- 1 分権を育てる講座
新たな開催手法を検討のうえ随時開催
- 2 職員を対象とした講座
第二期地方分権改革の動向を注視しながら新たな開催手法を検討のうえ随時開催
- 3 分権広報活動の実施
より県民に分かり易い手法等を検討のうえ実施

21年度末成果目標

平成21年度は、地方分権改革推進委員会による税財政制度の見直しを中心とした「第3次勧告」や政府における地方分権推進計画の閣議決定、新分権一括法案の国会提出が予定されるなど第二期地方分権改革が最終局面を迎える。

こうした分権改革の動きを広く県民や職員と共有することに努めながら、引き続き住民目線による地方分権の浸透、確立のための取組みを重点的に進めていく。

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進 (分権宣言進化プログラム実践項目⑭)	中心となる領域等				
		人事領域、企画調整総務領域 地域づくり領域				
取組の内容						
<p>地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行う具体的な戦略としての広域連携総合推進戦略を策定し、推進します。</p>						
<p>【成果目標】 平成18年度において、既存の広域連携の取組みの検証や広域的課題の抽出を行い、基本的考え方をとりまとめます。そのうえで、関係各県とも調整を図りながら総合的な連携・調整の戦略を策定し、個別テーマごと取り組みを推進します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	基本的考え方・戦略策定	→				
	戦略①		-----→			
	戦略②			-----→		
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 広域連携・広域自治体のあり方の検討

平成18年度の全庁調査で把握した県における広域連携の類型別取組状況（特定戦略型、共同研究型、情報共有・実務研修型、防災協定、合同取締等実施型、総合型）をフォローアップするとともに、隣接県との具体的検討の場として、北関東磐越五県知事会議の構成県と広域連携や広域自治体のあり方に関する考え方や取組みなどについて情報・意見交換を行った。（5/22：福島市、10/30：水戸市）。

2 広域連携の具体例

<北関東磐越五県知事会議（福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県）> ※総合型

県境を越えた広域的な行政課題への対応や真の分権型社会の実現に向けた広域的な連携の強化、環状の高速道路網を活用した新たな取組みの検討を目的に平成16年度から開催。平成20年度の主な取組みは以下のとおり。

- ・「高速自動車国道網の整備促進について」国土交通省と東日本高速道路(株)へ要望
- ・「地方空港発着路線の維持・拡充について」国土交通省へ要望
- ・平成20年度消防防災ヘリ五県合同訓練の実施（群馬県伊勢崎市）等

<東北観光推進機構> ※特定戦略型

東北観光の知名度向上と国内外からの観光客の誘致を促進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与するため設立された。組織概要、平成20年度の主な取組みは以下のとおり。

- ・設立：平成19年6月7日（事務局は東北経済連合会内）
- ・構成：東北6県＋新潟県＋仙台市（各県市より職員1名派遣）
- ・主な取組み：東北の観光情報の発信・提供
東北広域観光モデルルートの開発
中国広州市での東北観光プロモーション活動 等

成果に対する効果

- ・現状での各取組みにおいては概ね効果的な広域連携が図られている。
- ・隣接県との情報・意見交換の場において総合的連携・調整戦略の策定につながる情報収集及び議論を深めることができた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 基本的考え方・戦略策定

部局横断的、地方分権推進、効率的行政運営の観点から、引き続き新たな課題等を発掘するとともに、将来の広域自治体のあり方を見据えた広域連携について継続的に検討していく。

21年度末成果目標

さらなる検討と隣接県との情報・意見交換の実施。

推進項目	I-2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(1) 県民運動の推進	中心となる領域等				
		県民環境総務領域				
取組の内容						
<p>県民活動の一層の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 第Ⅲ期県民運動の推進 第Ⅲ期県民運動（平成14～18年度）については、全体計画に基づき県民運動推進会議の構成団体や地域づくりサポート事業取組組織等との連携を強化しながら県民活動への支援等を実施します。</p> <p>〈第Ⅲ期県民運動全体計画に基づく取組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会による県民運動の推進 ・県民運動推進拠点「オフィスうつくしま」の継続設置・運営 ・県民活動への支援 情報収集・提供、活動助言 顔の見えるネットワークづくりの推進 <p>2 第Ⅳ期県民運動全体計画の策定・推進 これまでの取組みを分析・総括のうえ、大量退職時代の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、第Ⅳ期県民運動（平成19年度～）の全体計画を策定し、推進します。</p> <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フィールドワーカー等活動件数 年間500件（平成18年度まで） ○ 県民運動活動者数 年間5,000人（平成18年度まで） ○ 第Ⅳ期全体計画の策定を踏まえ、平成19年度以降の具体的な成果目標を設定します。 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
第Ⅲ期県民運動の推進		→				
第Ⅳ期県民運動全体計画の策定		→				
第Ⅳ期県民運動の推進						→
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・活動応援人「フィールドワーカー」：県民が活動している現場（フィールド）に出向き、アクティブに情報収集や提供を行い、活動をコーディネートする専従スタッフ ・県民運動活動者：「美しいふくしま」をつくるために主体的に活動する人 					

取組みの状況

平成20年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

1 新たな県民運動の推進

(1) 各種事業による推進

- 4月に「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動『100年後も… いきいき ふくしま うつくしま』推進大会」を開催した。
- 「住民による新たな県民運動円卓会議」構築支援事業を立ち上げ、市町村等に周知するとともに、7つの円卓会議を設置・開催した。
 - ・高齢化したニュータウン住民の生活を支援（いわき市）
 - ・地域資源の再発見・利活用と活動団体間のネットワークづくり（郡山市）
 - ・過疎化が進む地域の振興策と活動人材・団体の参加・ネットワークづくり（会津美里町）
 - ・関の森公園の有効活用を通じた地域住民の交流・連携体制づくり（白河市）
 - ・行政区における災害発生時の連絡網の整備と自主防災組織づくり（南相馬市）
 - ・遊休農地等を活用した国道115号沿いの地域活性化と子育て支援体制づくり（福島市）
 - ・地区で連携して進める予病運動（食・生活・運動）の展開（南会津町）

- 県内国公私立の小学校及び特別支援学校等535校の5学年児童（約20,600人）を対象に、「県民運動テキスト」及び「県民運動参加キビタン缶バッジ」を配付し、学校・家庭での県民運動の普及啓発に取り組んだ。また、各教育事務所管内7小学校を実践目標の提出校として選定し、当該校の児童及び保護者から提出される「具体的な実践目標」の事例をホームページに掲載した。

【概ね計画どおり実施】

(2) 推進母体による推進

- 新たな県民運動を総合的に企画し、推進する役割を担う推進母体として、平成20年4月24日に「新“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議」を設立した。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 推進大会や広報活動により、県民運動の理念、内容等の周知に努め、特に「住民による新たな県民運動円卓会議」については、町内会・行政区長に対して周知を図るとともに、市町村に協力を求めた結果、県内7つの「住民による新たな県民運動円卓会議」を構築することができ、県民運動の理念等の理解が図られた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 新たな県民運動の更なる推進

県民運動推進大会、県民運動知事感謝状の贈呈、「住民による新たな県民運動円卓会議」構築支援事業、「いきいき ふくしま うつくしま コミュニティ100選」選定事業、ホームページの活用などにより、県民の地域コミュニティ活動への理解と参加を促しながら、運動を更に進展させ、普及啓発を図る。

21年度末成果目標

- 「住民による新たな県民運動円卓会議」構築数 20件
- 知事感謝状の贈呈

推進項目	I-2 県民参画領域の拡大						
取組項目	(2) ボランティア・NPOとの協働推進			中心となる領域等			
				県民環境総務領域 生活福祉領域			
取組の内容							
<p>ボランティア・NPO とのより一層の連携・協働の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 「協働推進アクションプログラム（仮称）」の策定・実行 （骨子（案））</p> <ol style="list-style-type: none"> NPOとの意見交換・協議の場づくり NPOが活動を通して発見したニーズを施策や事業の企画立案に生かすため、NPOと担当部局が意見交換、協議を行う場を整備 庁内協働推進体制の整備 NPOからの提言・提案を施策立案段階に生かすため、NPOからの提案を受ける窓口やNPOと行政との橋渡しをする協働推進担当の配置などを検討 協働事業の評価システムの構築 協働事業のプロセスや成果などについて、NPO、行政双方が評価できるよう、協働事業評価システムを構築 職員及びNPOの意識改革の促進 NPO・行政の双方が協働について相互理解と共通認識に立って、協働に取り組んでいくための研修を充実 <p>2 「活動拠点整備の支援」（市町村ボランティアセンターの整備） 設置を希望する市町村に対し、地域住民がボランティア活動をする上で核となる市町村ボランティアセンターの整備を支援します。 ※ 平成17年度末設置見込み数 46</p> <p>【成果目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 連携・協働事業数を平成22年度までに110件にするとともに、連携・協働するNPO数を増やすなど、NPO活動のすそ野を広げる取組みを目指します。 							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
協働推進アクションプログラム（仮称）の検討・策定		検討・策定				→	
NPOとの意見交換・協議の場の整備		実施				→	
庁内協働推進体制のあり方検討・推進			実施			→	
協働事業の評価システムの検討・推進				実施		→	
職員及びNPO双方の意識啓発						→	
設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援						→	
備考	連携・協働事業数 年度別目標値						
	H16	H17（見込）	H18	H19	H20	H21	H22
	85	82	90	98	104	107	110

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 「協働推進アクションプログラム」の実行

(1) NPOとの意見交換・協議の場づくり

- ふくしま県民活動支援センターの「協働ワークショップ」等を活用し、NPOと県が意見交換、協議を行った。【計画どおり実施】

(2) 庁内協働推進体制の推進

- 「NPOと県との協働推進庁内連携会議」及び「協働推進主任」を活用し、ふくしま県民活動支援センターの事業と連携しながら協働を推進した。
 - ・ 平成20年6月 協働推進主任等会議の開催 【計画どおり実施】

(3) 職員及びNPO双方の意識啓発

- 市町村と県が協働の課題等について意見交換を行う会議を開催し、協働推進のための連携を強化した。
 - ・ 平成20年12月 県内4方部で開催
- ふくしま県民活動支援センターにおいて、NPOとの意見交換会を行うとともに、地域を越えた団体間のネットワーク構築の推進に向けた会議を実施した。
 - ・ 平成20年11月 白河市で開催 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- NPOとの協働事業を実施し、地域づくりを推進した。
 - なお、社会経済情勢の変化による事業の見直し等の影響があり、目標の事業数には達しなかったことを踏まえ、一層の協働事業の推進を図ることとする。
 - ・ 平成20年度NPOとの連携・協働事業数 実績：89件（見込み）
 - ※ 平成20年度目標：104件

2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援

【計画どおり実施】

設置希望市町村及び未設置市町村に対し、会議等の機会を捉えて、ボランティアセンター整備の重要性について情報提供等を行い、ボランティア活動の促進に向けた環境づくりを推進した。

また、既存する市町村ボランティアセンターについては、国の「地域福祉等推進特別支援事業」を活用しながら、機能充実を支援した。

成果目標に対する効果

- ・ ボランティアセンター設置市町村数：51市町村 [平成20年度新規設置1村]
- ・ 地域福祉等推進特別支援事業：活用市町村数5

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 「協働推進アクションプログラム」の実行

アクションプログラムの内容を踏まえ、NPOと行政との協働推進についての全庁的な共通認識の浸透と今後の協働による地域づくりの推進を図っていく。

(1) NPOとの意見交換・協議の場づくり

- ふくしま県民活動支援センターの「協働ワークショップ」等において、NPOと事業担当課が自由に意見交換・協議を行う場を設定し、今後の協働推進施策等の参考としていく。

(2) 庁内協働推進体制の推進

- 「NPOと県との協働推進庁内連携会議」及び「協働推進主任」を活用し、ふくしま県民活動支援センターの事業と連携しながら協働を推進する。

(3) 職員及びNPO双方の意識啓発

様々な機会を捉えて職員の協働に関する意識の醸成を図っていく。

また、協働推進市町村担当者会議の開催やNPOと行政が協働を共に学び、共に理解するセミナーの開催等により、NPOと行政のパートナーシップの構築を推進する。

(4) その他

- ・ 協働推進のための広報活動・インターネットの活用
- ・ 協働事業のレベルアップのための評価システム等の検討

21年度末成果目標

- ・ 平成21年度NPOとの連携・協働事業数目標：107件

2 設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援

市町村ボランティアセンターが未設置の市町村に対しては、当該機能の有効性について啓発活動を行い、既に設置している市町村に対しては、機能充実の促進を働きかけるとともに、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図る。

21年度末成果目標

- ・ ボランティアセンター設置市町村数の増

推進項目	I-2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(3) 具体の計画策定等への県民参画 (分権宣言進化プログラム実践項目①')	中心となる領域等				
		人事領域、各部局 各地方振興局				
取組の内容						
<p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」など、今後新たな計画等を住民と連携・協働して策定していく際に、各地域の地域連携室との連携・協力のもと、企画段階からの住民参画を実践する仕組みを構築することにより、県民意見を反映した事業の推進に取り組みます。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」の策定等において住民等の意見を反映をさせる取組みを進めるとともに、その取組状況について、市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画策定への県民参画の推進						→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

※ 当該取組項目の対象となる県民参画とは、各部局が平成18年度以降、策定している計画等のうち、従来からの手法であるパブリック・コメントや審議会等の取組みを超える県民参画の手法を用いて策定される計画 【計画どおり実施】

企画調整部

「総合的水管理計画」の策定への県民参画の推進

- ◆ モデル流域計画策定へ向けた県民の参画
「うつくしま『水との共生』プラン（平成18年7月策定）」を推進するため、モデルとして取り組んできた「夏井川流域行動計画（平成20年3月策定）」により、連携した取組みをさらに推進するため、県は流域の県民等で構成される「夏井川流域の会」の運営や実践活動を支援した。

<夏井川流域の会との協働による取組み状況>

- ・ 運営会議：5月13日、7月15日、11月10日、3月10日
- ・ 総 会：5月25日
- ・ 実践活動：6月 8日：水質一斉調査

会員参加のもと夏井川流域25地点において簡易分析による水質調査や水生生物調査を行い、調査地点による水質の違いなどを確認した。

9月13日：水との旅

川に親しむとともに夏井川の新たな姿を発見することを目的にカヌーやボートで川を下り、川沿いの景色や生き物の観察、においの変化などを観察した。子どもから大人までが一緒に参加することにより楽しみながら夏井川への共通認識と理解を深めることができた。

11月15、16日：川ばた会議

活動の活性化と情報交換を目的に流域内で活動する団体の事例発表や意見交換を行った。また、2日目は夏井川河口部などの現地視察を行い夏井川に対する理解を深めた。

成果目標に対する効果

モデル流域計画策定の過程において県民の参画を図ることができ、また、計画による取組みについても、連携して推進することができた。

商工労働部

「新しいまちづくりのビジョン」策定への県民参画の推進

- ◆ 「歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン」策定に向けた県民の参画
本ビジョンは、歩いて暮らせる新しいまちづくりの必要性と取組みの方向性を示した基本的考え方と社会実験や県内外の多くの事例を紹介しながら、新しいまちづくりを具現化する方策を示した「まちづくりの手引書」として策定するものである。
策定にあたっては、以下のとおり市町村や各種団体等との意見交換会を開催した。

- ・ 平成20年6～7月 : 県民意見募集
- ・ 平成20年6～7月 : 市町村、各種団体等との意見交換会
 - 各市町村・・・・・・・・60市町村
 - 各商工会議所・・・・11団体
 - 各商工会・・・・・・・・99団体
 - 各商店街振興組合・・26団体
 - まちづくり会社・・・16団体
- ・ 平成20年8月6日 : 検討委員会
- ・ 平成20年9月24日 : 策定
- ・ 平成20年11月 : 説明会（方部別、市町村トップセミナー）
 - 県内7方部で125団体へ説明
 - 市町村トップセミナーで各市町村へ説明

成果目標に対する効果

ビジョン策定の過程において、市町村や各種団体等多くの県民の参画を図ることができ、また、策定したビジョンを多くの団体や市町村へ周知することができた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

これまでの取組みの成果を踏まえながら、各種計画等策定の過程における県民参画を推進する。

推進項目	I-2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(4) アウトソーシングの着実な推進 (分権宣言進化プログラム実践項目②')			中心となる領域等		
				人事領域		
取組の内容						
<p>次により、アウトソーシングの着実な推進を図ります。</p> <p>1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み 平成18年度までを集中取組期間とする実行計画を着実に推進するとともに、環境変化や進捗状況等を踏まえ見直しを行います。</p> <p>2 住民提案型アウトソーシングの実施 事業実施コストの比較を可能とする事務事業の総ざらいを実施するとともに、アウトソーシングを進めるべき業務を住民の提案又は公募によって行う「住民提案型アウトソーシング」を実施します。</p> <p>〈住民提案の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実状に応じた住民の主体性の発揮が期待できる提案 ・業務の質を高める提案 ・コスト削減につながる提案 ・業務の効率化につながる提案 ・その他、提案された手法や仕組みから高い効果が期待できるもの <p>【成果目標】 アウトソーシング推進実行計画に基づく推進状況を検証し、平成18年度中に、コスト削減目標や推進内容の修正等を盛り込んだ実行計画として改訂し、取組みを推進します。 また、住民提案型アウトソーシングの実施により、住民の発想に基づく業務運営手法の確立を目指します</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	実行計画への取組み・見直し	推進・見直し	推進			
備考						

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 実行計画への取組み

1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み

【計画どおり実施】

(1) 現業的業務

- ・ 外部委託、嘱託化により職員の削減を進めた。
- ・ 特に、「公用車運転業務」については、平成20年度に策定した公用車運転手集中管理基本方針に基づき、平成21年度から公用車運転手の集中管理を実施した。
〈集中化の対象〉
 - ・ 原則として各地方振興局が所在する合同庁舎内
 - ・ 合同庁舎から近接する公所（平均的所要時間15分程度（約10km程度））については、集中化を検討

(2) 福島県版市場化テスト

- ・ 平成19年度に当面導入はしないことを整理済みであるが、平成19年度に引き続き先進事例の研究・情報収集に努めた。

2 住民提案型アウトソーシングの実施

【休止、継続検討中】

- ・ 平成19年度に実施した「分権広報活動事業」、「NPOと行政の協働推進事業」の効果検証を行った。今後、検証結果を踏まえ、実施について引き続き検討を行う。
〈検証結果〉
民間の発想を取り入れることができたが、以下の課題がある。
 - ・ 公募者数が少ない
 - ・ 必ずしも経費削減に結びつかない
 - ・ 県と受託者の役割分担が不明瞭になりがち

成果目標に対する効果

計画どおり平成21年度から公用車運転手の集中管理を実施することができた。

〈集中化対象公所の運転者数〉

20年度：93名→21年度：63名 ※再任用、嘱託を含む

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 実行計画への取組み

1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み

実行計画（平成20年3月一部追補）に基づいて推進する。

2 住民提案型アウトソーシングの実施

引き続き検討（平成20年度、21年度は事業休止扱い）

平成21年度末成果目標

実行計画（平成20年3月一部追補）に基づき、定型的、現業的業務等について外部委託等を着実に推進する。

住民提案型アウトソーシングについては、引き続き検討を行う。

推進項目	I-2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>○ 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）に係る仕組みの検討</p> <p>「公共サービス効率化法（仮称）」（通称：市場化テスト法）の導入の状況を見極めながら、次により「福島県版市場化テスト」のあり方及び導入について検討します。</p> <p>〈検討の項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 導入の意義（県民参画領域の拡大、公共サービスのコストと質の改善） ◇ 国等における運用状況の検証 ◇ 導入する場合の課題と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の作成 ・対象となる公共サービスの選定 ・コスト情報等の公開 ・職員の処遇 など ◇ 実施体制 <ul style="list-style-type: none"> 実施プロセスに係る透明性、中立性及び公平性確保のための第三者機関の設置 など <p style="text-align: right;">など</p> <p>【成果目標】</p> <p>制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
導入に係る検討 国等における運用状況検証			→			
試行・検証・本格実施						→
備考						

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 導入における検討、国等における運用状況検証

平成20年3月に策定した対応方針に基づき、先進事例の研究・情報収集を進めた。

なお、本県では制度導入について、以下の点から現在の民間委託を確実に進めていった方が効果が高いと考え、当面は導入しないこととしたものである。

- ・ 官民競争入札は実績が上がっておらず、民間競争入札ならば従来の民間委託との相違が明確でなく、民間事業者のノウハウを活用するならば他にも指定管理者制度等の手法がある。
- ・ 行政が直接担うべきか、委託可能かについて、多くのコストをかける必要性が感じられない。
- ・ 委託可能ならば、第三者委員会の設置、条例制定などの手続を経由せずに、競争入札により委託すればよい。

《検討の結果（アウトソーシング推進実行計画（平成20年3月追補））》

次の状況を踏まえ、当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進める。

- ① 国の省庁では未実施を含めて50程度、自治体では北海道、東京都、愛知県等で数事例みられるのみであり、必ずしも浸透しているとは言えず、むしろ、本県としては現在のアウトソーシングを確実に進めたほうが効果が高いとみられること。
- ② 本県は、7つの生活圏ごと地域性・経済性も異なるため、同じ業務であっても、ある地域は民間、ある地域は県直営とまばらになることが容易に想定され、県としての説明責任や効率性の確保に疑問があること。
- ③ 平成19年度に試行した住民提案型アウトソーシングは、方向性として市場化テスト的な展開も視野に入れられる可能性があるため、この実施結果の検証及び発展の方向性の検討を優先させるべきこと。

【計画どおり実施】

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 導入における検討、国等における運用状況検証

引き続き国等における運用状況の検証を行うなど、研究・情報収集を進める。

平成21年度末成果目標

国等における運用状況等の研究・情報収集

推進項目	I-2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討			中心となる領域等		
	人事領域					
取組の内容						
<p>県民・企業等が新たな取組みを行う際に、その活動が法令等の適用対象となるかどうかを、事前に確認することができるよう、ノーアクションレター制度の導入について検討します。</p> <p>〈検討の項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 先進事例、運用状況の調査 ◇ 本県への導入の適否 ◇ 仕組み構築・対象法令の洗い出し等（制度導入の場合） <p>【成果目標】 制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
制度導入の検討（先進事例の調査等）		→				
試行・検証・本格実施		----->				
備考						

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 制度導入の検討

すでに制度を導入している先進県の運営状況を調査し、本県での導入について検討を行った。

《調査及び検討結果》

- ・ 平成14年もしくは16年に導入している北海道、青森県、福岡県の3道県についていずれも実績がない。一方で、毎年度の対象リスト更新等情報整備に一定の業務が生じている。
- ・ 実績がない理由としては、制度を利用しなくても、一般的な相談業務で対応可能であることが考えられる。国の実績を確認しても、本県各課が通常業務として行っている範囲内の内容である。

- 現体制で対応可能であり、また、制度立ち上げにより新たな業務が生じることから、本県での導入はしばらく見合わせることにしたい。

成果目標に対する効果

導入について検討を行い、一定の結論を得た。

【計画通り実施】

今後の取組み


平成21年度取組項目

○ 情報の収集

本県での制度導入についてはしばらく見合わせることにするが、引き続き情報収集を行っていく。

21年度末成果目標

国及び先進県における運用状況等の情報収集

推進項目	I - 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(7) 「自治宣言」の検討・提唱	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑫)	人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>住民が主役であること、市町村が優先すること、住民、市町村、県が協議、連携していくことなど、県を運営する上での基本的な事項について、住民・市町村・県が協働して「自治宣言」として策定することを検討します。</p> <p>【成果目標】 策定の検討にあたっては、地域を担っている市町村、住民、NPOを始めとする各種団体等、あらゆる主体との議論を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治宣言の調査・検討		 (策定する場合詳細計画を策定)				
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 「自治宣言」の調査・検討

「地方分権・道州制研究会」や「地域密着型地方自治制度研究会議」における議論を参考としながら「自治宣言」の調査・検討を継続。

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 「自治宣言」の調査・検討

県レベルの自治基本条例に係る先行事例（※）の策定過程や条例施行後の状況を確認するとともに「地域密着型地方自治制度研究会議」をはじめとする自治・分権関係事業における議論を踏まえながら、調査・検討を継続。

※ 平成21年3月、神奈川県において都道府県レベルでは全国初となる「神奈川県自治基本条例」が策定されたところ。

21年度末成果目標

県レベルでの「自治宣言」策定の意義も含め、その可能性について引き続き検討する。

推進項目	Ⅱ－１ 連携・協働の推進					
取組項目	(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目③)	人事領域、市町村領域、各地方振興局				
取組の内容						
<p>既存の枠組みにとらわれない、より地域の実状を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置し、共同研究を行い、住民のニーズや意見が反映された提言をとりまとめます。</p> <p>なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、よりの確に反映されるよう、各地域の地域連携室と密接な連携のもと取組みを進めます。</p> <p>〈展開例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法や個別法で画一的に定められている、執行機関制度などの各種制度について、市町村の規模や住民活動の実状等を踏まえ、制度改正等の提言を実施 ○ 住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言 ○ 県版特区の検討 など <p>【成果目標】</p> <p>平成 18 年度前半に市町村との連携のもと、地域密着型自治制度研究会議を設置します。</p> <p>研究会議における議論を通じ、毎年度提言をとりまとめ、県において対応すべき事項については、その対応状況を公表するとともに、国に対しては、制度改正や過剰関与撤廃等の働きかけを行います。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研究会議の設置・運営						→
制度提案		→				→
備考						

取組みの状況

平成20年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 「地域密着型地方自治制度研究会議」の設置・運営

市町村総務部課長等、福島県総務部次長、地方振興局地域連携室副室長等で構成する研究会議を開催。

8月：第6回会議

- ・ 前年度の研究会議結果を振り返りながら、全国的な地方分権改革及び道州制の動きについて確認
- ・ 地方分権改革推進委員会の第一次勧告に関連し、地方の役割分担の見直し等について議論
- ・ 道州制について議論

2月：第7回会議

- ・ 地方分権改革推進委員会の第二次勧告に関連し、自治体の義務付け・枠付けの廃止、国の出先機関の在り方等について議論
- ・ 道州制について議論

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ 年度中に行われた地方分権改革推進委員会の2度の勧告について適宜議論を行うとともに、国やその他の団体で協議が進められている道州制についても議論を行った。
- ・ 提言・報告等にはまだ結びついてはいないものの、市町村と県が住民の目線から地方自治制度についての議論を継続させることの意義は大きく、市町村との意思疎通の面からも効果があった。

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 「地域密着型地方自治制度研究会議」の設置・運営

平成21年度中に3回程度会議を開催する。

- ◆ テーマとして想定しているもの（必要に応じて外部講師による助言を求める）
 - ・ 第二期分権改革の中で自治体の果たすべき役割について
 - ・ 地域の実情に応じて国、県、市町村が担う業務について
 - ・ 道州制論議の現状と課題について

21年度末成果目標

- ・ 国の動きを確認しつつ、地域から発想する自治制度について引き続き継続して議論を深め、構想をしていく。
- ・ ある程度熟したテーマについては取りまとめのうえ、地方六団体等の関係機関に働きかける。

推進項目	Ⅱ－１ 連携・協働の推進					
取組項目	(2) 市町村と県の業務連携システムの構築 (分権宣言進化プログラム実践項目⑦)			中心となる領域等		
	人事領域、市町村領域、 地域づくり領域、各地方振興局					
取組の内容						
<p>市町村と県の業務連携に向け、次により取り組みます。</p> <p>1 専門的な業務支援システムの構築 専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベース（仮称：専門機能データベース）を構築するとともに、現場主義の観点から市町村との協働による課題解決に向け、組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討します。</p> <p>2 市町村と県の業務の共同処理システムの検討 市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理のあり方について検討します。</p> <p>【成果目標】 平成 18 年度において、専門機能データベース及び市町村と県の業務共同処理システムの検討・構築を行います。 構築後は、その運用状況を検証することにより、その改善を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
専門機能データベース 構築 運用		→				
				→		
市町村と県の共同処理 仕組みの検討・構築 導入・実施		→				
				→		
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 専門機能データベースの構築

【優先すべき取組みを先行】

データベースの構築に先駆け、地方分権に関する取組みの過程をとおして、市町村が求める県の専門的支援の把握に努めた。

また、市町村への権限移譲に関連し、移譲先（予定含）の市町村に対し、説明会の実施や個別照会への対応を通じて、県が有する専門的な知識や技術についての提供に努めた。

成果目標に対する効果

データベース構築に向け参考となる情報の把握。

2 市町村と県の業務の共同処理

【計画どおり実施】

市町村の実状に応じた円滑な業務執行体制の確保に資するため、市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方である「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」(H19.3)に基づき、市町村から協議を受ける体制を整えている。

成果目標に対する効果

県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制を継続。

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 専門機能データベースの構築

引き続き市町村の意向把握に努めながらデータベース構築の意義や可能性について検討する。

また、平成19年に市町村へ移譲した鳥獣保護法に基づく「カワウ」の捕獲権限については、本県も加盟する関東カワウ広域協議会（10都県で構成）等との連携によるホームページ開設により、保護管理指針や事例集など市町村において参考となる各種情報の提供に努める。（データベース構築検討の参考とする）

21年度末成果目標

データベースの必要性を含めた検討を継続する。

2 市町村と県の業務の共同処理

県の基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

また、平成21年7月には、政府の第29次地方制度調査会が「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」について答申を予定していることから、当該答申内容を踏まえた幅広い検討を進める。

21年度末成果目標

市町村からの業務連携に係る協議に対し迅速に対応する。

推進項目	Ⅱ－１ 連携・協働の推進					
取組項目	(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立 (分権宣言進化プログラム実践項目⑬)	中心となる領域等				
		人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村と県、県と国の関係において、過剰な関与や必要以上の権限保持・規制等をなくすための取組みを推進します。</p> <p>また、イコール・パートナーの考えに基づいたフラットな連携関係の確立を目指し、問題事例を収集するとともに、問題事例についてはその対応策を部局横断的に検討し、具体的な改善に結びつけます。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>問題事例の収集を行います。</p> <p>問題事例のうち県において対応すべき事例については、その対応状況を公表します。</p> <p>また、国において対応すべき事例については、その改正要望等通じて問題認識の共有化と改善を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
問題事例の収集						→
改善の実践						→
備考						

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 過剰関与等問題事例の把握・検討

- ・ 国と地方の役割分担や国の義務付けや枠付けについて、政府の地方分権改革推進委員会の勧告等が示されたことを受け、以下の取り組みを行った。

< 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(H20.12.8) >

- ◆ 国の出先機関の見直し
 - * 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
 - * JAS品質表示の規制〔地方移譲〕 など
- ◆ 国による義務付け・枠付けの見直し ⇒ 法令約1万条項を精査、約4千条項は不要と勧告
 - * 各種計画の策定等に係る大臣協議、同意
 - * 保育所の乳児室の広さは1人あたり1.65㎡以上 など

(1) 国と地方の役割分担の検討

地方分権改革推進委員会による国の出先機関見直し方針に対する各府省の見解（大半が現状維持）が示されたため、庁内各部へ周知を図るとともに、分権宣言進化プログラムに記載した「役割分担の基本的考え方」を参考に検討を指示し、本県意見等を全国知事会へ報告した。

(9～10月)

(2) 勧告内容を素材とした市町村との検討

地域密着型地方自治制度研究会（8月、2月）において、委員会勧告内容について市町村と情報を共有するとともに、市町村の視点における問題意識の把握に努めた。

【市町村参加者からの主な意見】

- ・ 合理的な根拠なく形骸化しているような同意・協議は廃止されるべき
- ・ 委員会が廃止を勧告しなかった残りの義務づけ等についても不要なものはまだある
- ・ (義務付け等の廃止で) 制度や技術的な内容を十分理解して運用できるか非常に不安

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ 国の関与等については、本県がこれまで問題視してきた事例が、政府委員会の勧告内容に含まれるとともに、国庫補助金の弾力化など実際の過剰関与の廃止・縮小に繋がっている。
- ・ 庁内各部においても各種調査等を通じ、改めて分権的な問題意識をもって行政課題に取り組むきっかけが提供できた。
- ・ 県内市町村とともに情報や課題認識の共有を図ることができた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 過剰関与等問題事例をさらに深め職員の意識改革を図る取組み

- ・ 研究会等において過剰関与事例の把握及び解消に向けた議論を深めるとともに、ホームページ等の活用を通じ、地方分権の意義について具体事例などを紹介しながら分かり易く提供していく。

21年度末成果目標

- ・ 県民、市町村など幅広く過剰関与撤廃に向けた機運を高める。

推進項目	Ⅱ－１ 連携・協働の推進					
取組項目	(4) 市町村が策定する計画等への支援 (分権宣言進化プログラム実践項目⑤')			中心となる領域等		
				人事領域		
取組の内容						
<p>市町村に対して策定が求められる各種計画等について、施策目的を実現するための手段としての必要性を市町村の立場に立って判断する手法を検討します。</p> <p>また、策定が必要な計画等については、円滑な策定が図られるよう支援します。</p> <p>併せて国からの文書に関し、個別に県としての考え方を整理し市町村等へ周知する等の取組みを徹底します。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>各担当領域において、市町村に策定が求められる各種計画について、計画の有効性や代替性などの評価項目に基づき必要性を検討したうえで、策定が必要な計画等について、円滑な策定が図られるよう支援することなどにより、市町村の負担軽減を図ることを目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
仕組みの検討・実践		検討	実践			
		→				
備考						

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 市町村が策定する計画等への支援の検討

市町村による計画策定を必置とする規定の是非も踏まえながら、平成18年度に実施したアンケート調査（県・市町村職員対象）及び平成19年度に実施した地方分権に関するアンケート調査（県職員対象）を参考に、県の支援のあり方等について引き続き検討を行った。
なお、必要な計画等の策定については、説明会の開催や各種情報の提供等の支援を行った。

【ほぼ計画どおり実行】

成果目標に対する効果

市町村支援のあり方検討の際に参考となる情報等の整理、把握に努めた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 市町村が策定する計画等への支援の検討

平成18～19年度に実施したアンケート結果を踏まえ、地域密着型地方自治制度研究会議等において、市町村が計画策定を行う際の支援のあり方と具現化策について、市町村を交えて引き続き議論を進めるとともに、そもそもの策定の必要性等、負担軽減の可能性について研究を継続する。

21年度末成果目標

市町村の意見を参考に個別計画を抽出するなどしながら、具体的な県の支援のあり方について引き続き検討を加える。

推進項目	Ⅱ－２ 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(1) オーダーメイド権限移譲の実施 (分権宣言進化プログラム実践項目⑧)			中心となる領域等		
				人事領域、市町村領域 財務領域、各部署		
取組の内容						
<p>県側から移譲可能業務のリストを提供しながら、</p> <p>① 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する</p> <p>② 市町村が移譲を求める権限を選択できるようにする など</p> <p>市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行います。</p> <p>なお、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援します。</p> <p>〈取組みの内容〉</p> <p>1 移譲可能業務リストの作成 県の提示する移譲可能権限へ市町村意見を反映することにより、移譲可能業務リストを作成します。(平成 18 年度)</p> <p>2 サポート体制のあり方の検討 財源措置(うつくしま権限移譲交付金)のみならず、短期的な人的支援等のサポート体制のあり方について検討します。</p> <p>3 事務処理特例条例の一本化 市町村への権限移譲の状況の一覧性を確保するため、現在業務ごと個別に定められている事務処理特例条例の一本化を図ります。</p> <p>【成果目標】 法令及び条例に基づく県の権限数約 4, 900 について、移譲可能業務リスト(たたき台)を提示します。たたき台について、市町村との意見交換を通じ、意見の反映をしたうえで、平成 18 年 10 月を目途に県としての移譲可能業務リスト提示し、このリストに基づき、平成 19 年度よりオーダーメイド権限移譲を実施します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
サポート体制のあり方検討・実施		検討 →	実施			→
事務処理特例条例の一本化		→				
オーダーメイド権限移譲の実施						→
備考						

取組みの状況

平成20年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

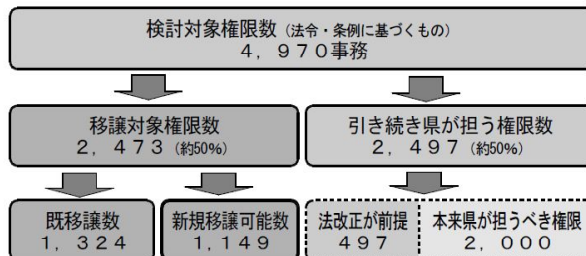
○ オーダーメイド権限移譲の実施

【おおむね計画どおり推進】

1 市町村による権限の選択

平成19年1月に提示（市町村が包括的にまちづくり等を進める観点からのパッケージ案も提示）したリストをもとに、市町村から移譲希望権限の選択を受けた。

対象22市町村、選択権限数199



※ あくまでも市町村の選択によって移譲を行うものであり、県から移譲を強要するものではない。

2 市町村との個別協議の実施

移譲を希望した22市町村と移譲についての実質的な協議を行った。

3 権限移譲の実現

- ・ 2のうち「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく有害鳥獣の捕獲許可権限の拡大については、全県かつ早急な対応が必要と判断したため全市町村に対し権限移譲実施（平成19年6月議会にて関係条例が可決）
- ・ 母子保健法に基づく未熟児の訪問指導等、3法令15事務権限について平成21年2月議会にて関係条例が可決
 - ◆母子保健法：低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導等3事務
 - ◆分収林特別措置法：分収林契約に係る募集等の届出の受理等8事務
 - ◆公有地の拡大の推進に関する法律：土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等4事務

成果目標に対する効果

- ・ 権限移譲を希望した各市町村との具体的な協議を進めることによって、一部の権限について移譲を実現することができた。
- ・ 権限移譲に当たっての課題や、移譲可能リストにない市町村の希望する権限を把握することができた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ オーダーメイド権限移譲の実施

年度中：既選択権限についての市町村との具体的な協議の実施（継続）

協議が整った権限について順次権限移譲

年度前半：市町村の意向等を踏まえた新たな移譲可能リストの作成と移譲希望市町村の把握

21年度末成果目標

- ・ 各市町村から選択を受けた権限について具体的な移譲に結びつける。
- ・ 移譲可能リストを更新し、移譲対象権限の拡大、未選択の市町村への浸透を図るとともに、引き続き、市町村の意向を尊重しながら移譲に向けた協議を進める。

推進項目	Ⅱ－２ 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑤)	市町村領域、文書管財領域				
取組の内容						
<p>市町村における課題解決のため、各地域の地域連携室を通じた支援を行うとともに、市町村との意見交流の場を設けます。</p> <p>〈具体的な内容〉</p> <p>1 市町村に対する支援</p> <p>(1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援</p> <p>(2) 課題解決に向けた法的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の資質向上（職員研修等）を通じた間接的支援 ・ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換 <p>(参考)</p> <p>県の取組み（再掲Ⅰ－１－（１）） 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>役割分担の明確化を図りながら、県の専門機能の発揮により、市町村の課題解決に向けた取り組みを支援します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援						
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

(1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について地域連携室を通じ支援

地域連携室地域担当の市町村への訪問活動等を通じ、情報収集及び市町村課題の把握に努め、必要に応じ助言を行った。 【計画どおり実施】

(2) 課題解決に向けた法的支援

○ 県職員の資質向上（職員研修等）を通じた間接的な支援

間接的な支援の一つとして、

6月以降 地域連携室職員が、政策法務に係る県と市町村との意見・情報等交換会に参加した。

9月 「市内政策法務（争訟法務）研修会」に地域連携室職員や市町村行政課職員が参加した。

◇県職員参加者数（主催文書法務課除く） 28名

11月 「県・県北地方振興局管内政策法務実務研修会」に地域連携室職員や市町村行政課職員が参加した。

◇県職員参加者数（主催文書法務課除く） 19名

1月 「県・市町村政策法務研修会」に地域連携室職員や市町村行政課職員が参加した。

◇県職員参加者数（主催文書法務課除く） 72名

通年 県職員を対象とした、実務上参考となる事例や判例解説等を掲載したウェブマガジン「うつくしま法務茶房」を発刊し、政策法務情報の提供を行った。 7月、10月、3月発刊

【計画どおり実施】

○ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換、研修

6月以降 各地方振興局地域連携室が主催して意見・情報等交換会、研修会を開催し、管内の市町村や文書法務課が参加した。 延べ7回開催

【計画どおり実施】

地域連携室	政策法務に関する意見・情報交換会の開催
県北	政策法務に関する県と管内市町村を対象とした研修会を平成20年11月5日に実施した。
県中	第1回地域連携サロン（テーマ：政策法務概論）の開催を受けて、管内各市町村の法務担当者による情報交換会を定例議会1ヶ月前を目途に開催し、各種法律に基づく条例等の制定・改正に関する情報交換を行った。 平成20年8月12日 平成20年11月17日 平成21年2月24日
県南	法務担当者のネットワークづくりを求める管内市町村からの希望を踏まえ平成18年度から県南地方市町村法務担当者情報交換会を開催した。 平成20年7月16日（地域連携室主催）

平成20年11月21日（白河市主催）

平成21年2月18日（中島村主催）

※ 地域連携室を通じて埴町から法制執務研修会への職員の派遣依頼があり、同研修会へ職員を派遣した。

平成21年2月18日、19日

（3）市町村条例制定に対する支援

その他、市町村法務に対する県の支援として

5月、8月、9月、12月、3月 市町村の条例（案）等に関して、地域連携室と協力して内容整理に係る助言等の支援を行った。

【計画どおり実施】

- ① 南相馬市民税法人税割の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（南相馬市）
- ② 会津坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（会津坂下町）
- ③ 会津坂下町税条例の一部を改正する条例（会津坂下町）
- ④ 田村市議会委員会条例の一部を改正する条例（田村市）
- ⑤ 下郷町地域振興施設設置条例（下郷町）
- ⑥ 国民健康保険条例の一部を改正する条例（矢吹町）
- ⑦ シルクピア施設の設置及び監理に関する条例の一部を改正する条例（川俣町）

成果目標に対する効果

- 地域連携室の設置、運営及び地域担当の訪問活動等により、住民や市町村に身近な出先機関が、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題に対し、主体となって対応する取組みを進め、他の研修等とあいまって、県職員の法務能力の向上に資することとなった。
- 参加した市町村職員には、意見・情報交換の場の設定や政策法務への取組みの重要性の認識が高まり、一部の連携室管内では、平成19年度から引き続き情報交換会が市町村の持ち回りで開催される試みがなされた。また、この情報交換会が、市町村と県相互の法務能力向上に資する交流の場ともなった。

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 市町村における地域課題解決に向けた政策法務に係る支援

- （1）地域連携室の主体的な取組みを通じ、各地域の実状を踏まえた市町村に対する支援を継続する。

21年度末成果目標

地域連携室設置の趣旨を踏まえ、市町村の課題解決に向けた取組みを支援する。

（2）課題解決に向けた法的支援

通年 県職員を対象としたウェブマガジン「うつくしま法務茶房」による政策法務情報の提供を行う。

6月以降 政策法務に係る情報交換会等へ地域連携室職員の参加を促す。

21年度末成果目標

文書法務課としても、上記取組みを通して職員の政策法務に関する意識を高め、法務能力の向上を支援する。

- ・市町村との政策法務に関する意見・情報交換

6月以降 地域連携室等が法務担当者等の意見・情報交換会を開催する。
通年 市町村の求めに応じ、各地域連携室を窓口として、市町村の条例の制定改廃への助言など適切な支援を行う。

21年度末成果目標

このような取組みにより、法務面での情報共有等地域での広域的な連携を促進するとともに、市町村職員の更なる法務能力の向上に寄与することにより、地域課題解決の取組みを支援する。

推進項目	Ⅱ－２ 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(3) 市町村行政支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>市町村が自立した行政主体として、その力を十分発揮できるよう「市町村と県の連携に関する審議会」の意見等を踏まえ、市町村行政支援プランの拡充を図るとともに、次の取組みを行います。</p> <p>○ 支援に係る連携体制の確立（再掲Ⅰ－１－（１）） 市町村経営や地域課題に迅速に対応するため、地方振興局に地域連携室を設置し課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁においても地域連携支援プロジェクトチームを設置し、部局横断的に支援します。</p> <p>○ 人的支援 市町村が、多様化・高度化する行政需要に応えられるよう、職務能力の向上を図るため、引き続き要請に応じた人事交流や実務研修の受け入れ等を実施します。</p> <p>○ 行政体制整備のための支援 市町村の円滑な業務体制を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村相互の事務の共同処理における調整 ・県と市町村の事務の共同処理 ・事務の受託 等 <p>の制度化等について検討します。</p> <p>【成果目標】 県内の市町村が自立した行政運営を行っていけるよう、市町村における行政体制の効率化、行財政基盤の強化に向けた取組みを支援します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	人的支援					→
	行政体制整備のための支援					→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 支援に係る連携体制の確立（再掲 I-1-(1)）

4～3月

- ・出先機関が連携して地域課題に対応する体制を構築するため、「地域連携室」を各地方振興局に設置、取組みを推進した。
- ・地域連携室の取組みを本庁においてバックアップするための体制として「地域連携支援プロジェクトチーム」を平成18年4月に設置、地域連携室における情報を共有し、連携しながら地域課題の解決にあたっている。【計画どおり実施】

2 人的支援

市町村の要請に応じて、相互人事交流及び実務研修の受入を実施した。

- ・相互人事交流 11市町村 12名
- ・実務研修受入 10市町村 11名

また、市町村の徴収力向上のため下記の支援を実施した。

- ・市町村税務職員併任による個人住民税徴収（併任徴収） 4町 4名
- ・地方税法48条に基づく徴取引継（直接徴収） 48市町村 8名
- ・徴収職員人事交流 1町 1名
- ・短期徴税実務研修制度（県税部での半年以内の短期研修制度） 2市 3名

【計画どおり実施】

3 行政体制整備のための支援

市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方を「市町村と県の業務連携（共同処理・受託）について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」(平成19年3月)としてとりまとめている。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- 1 地域連携室及び地域連携支援プロジェクトチームを設置、運営することにより、地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が主体となって対応する取組みを進めた。
- 2 人事交流、実務研修を通じて各市町村職員の職務能力の向上が図られ、市町村の行政基盤の強化につながった。
- 3 業務連携を検討する際の考え方、手続等を定めたことにより、県として市町村からの具体的な業務連携の協議を受ける体制が整った。

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 支援に係る連携体制の確立（再掲 I-1-(1)）

住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。

本庁においてもその情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する。

2 人的支援

引き続き、市町村の要請に応じて、相互人事交流や実務研修の受入を実施する。

3 行政体制整備のための支援

平成18年度とりまとめの基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携（共同処理・受託）に取り組む。

21年度末成果目標

- 1 設置の趣旨を踏まえ、地域連携室、地域連携支援プロジェクトチームの運営にあたる。

また、市町村等地域の意見を踏まえ、改善を図る。

- 2 相互人事交流や実務研修の実施により、引き続き、市町村職員の職務能力の向上を図る。
- 3 市町村からの業務連携に係る協議に対して、県として、迅速な検討を行う。

推進項目	Ⅱ－２ 市町村の自主的・主体的な取組みの支援					
取組項目	(4) 市町村合併支援プランに基づく支援	中心となる領域等				
		市町村領域				
取組の内容						
<p>「市町村合併支援プラン」に基づき、次の取組みを行います。</p> <p>1 合併協議に対する支援 合併協議会の要請に応じて、委員、顧問、アドバイザーとして参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行います。 また、合併協議会の運営経費等に対して助成を行います。</p> <p>2 人的支援・行政体制整備のための支援 合併により新たに設置される市の生活保護業務の円滑な実施を図るため、要請に応じ指導監督を行う職員等を派遣します。 また、合併後の市町村の学校教育の指導体制の確保ため、要請に応じ教育委員会に指導主事を派遣します。</p> <p>3 合併後のまちづくりのための支援 合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付します。 また、新たなまちづくりの実現に向けて各種県事業を推進するとともに、合併推進債を活用した県管理道路の整備事業を実施します。</p> <p>【成果目標】 合併協議会における円滑な協議・運営及び合併後の新市町における円滑な行政運営の実現を目指します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	合併協議に対する支援				→	
	人的支援・行政体制整備のための支援					→
	合併後のまちづくりのための支援					→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 合併協議に対する支援

合併協議会の要請に応じて、委員等として参画するとともに、協議会事務局への人的支援を行った。

- ・ 合併協議会への参画 福島市・飯野町合併協議会顧問 県北地方振興局長

【計画どおり実施】

2 人的支援・行政体制整備のための支援

① 合併で新たに福祉事務所が設置された場合に、市町村の要請に応じて、生活保護業務の指導監督を行う職員を派遣した。

- ・ 本宮市 1名 (H19年1月1日～平成21年3月31日)

② 市町村の要請に応じ、合併後の市町の教育委員会に指導主事を派遣した。

- 10市 42名

【計画どおり実施】

3 合併後のまちづくりのための支援

① 合併を契機として新市町が行う地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村支援交付金を交付した。

- ・ H20年度交付実績 11市町 交付総額 705,700千円

② 合併市町の速やかな一体化に資するため、合併推進債を活用した県管理道路の整備に向け作成した「福島県市町村合併支援道路整備計画（合併旧法分）」（平成19年3月）に基づき、市町村合併支援道路整備事業に取り組んだ（20年度分10市町18路線）。

また、「福島県市町村合併支援道路整備計画（合併新法分）」（平成21年3月）を策定した。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

1 合併協議に関する支援により、福島市・飯野町合併協議会において円滑な協議が行われた。

2 福祉事務所に係る人的支援により、本宮市における福祉関係業務が円滑に実施された。

また、指導主事の派遣により、合併市町における学校教育の指導体制の確保が図られた。

3 市町村合併支援交付金の交付により、合併市町において、電算システムの統合や均衡ある発展に向けた公共的施設の整備等が行われ、新市町の行政体制の確保、新たなまちづくりの実現につながった。

また、福島県市町村合併支援道路整備事業の実施により、合併全12市町における速やかな一体化に取り組んだ。

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 合併協議に関する支援

新たな合併協議会が設置された場合は、要請に基づく協議会への参画等を通じ、合併協議を支援する。

2 人的支援・行政体制整備のための支援

引き続き、要請に応じ合併後の市町の教育委員会に指導主事を派遣する。

3 合併後のまちづくりのための支援

①引き続き、合併市町に対し、合併市町村支援交付金を交付する。

②「福島県市町村合併支援道路整備計画」に基づき、着実に事業を推進する。

21年度末成果目標

合併市町における円滑な行政運営の実現を目指す。

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(1) 健全で柔軟な財政構造の確立	中心となる領域等
		財務領域

取組の内容

○ 新たな財政構造改革プログラム（計画期間：平成18年度～22年度）に基づく取組み
 あらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、重点推進分野等へ財源を優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造※1の確立を目指します。

〈数値目標〉

	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
中期財政見通しの財源不足額	△380億円	△450億円	△450億円	△420億円	△1,700億円
財源確保額（A+B）	240億円	300億円	320億円	340億円	1,200億円
うち歳入確保額（A）	160億円	150億円	140億円	120億円	570億円
うち歳出削減額（B）	80億円	150億円	180億円	220億円	630億円
財源確保対策後の不足額	△140億円	△150億円	△130億円	△80億円	△500億円

主要4基金充当額	140億円	100億円	0	0	240億円
要調整額=更なる財源確保努力分※2	0	△50億円	△130億円	△80億円	△260億円

（参考）「緊急対応期間」の数値目標※3

	17、18年度
財政見通しの財源不足額	△990億円
財源確保額（A+B）	430億円
うち歳入確保額（A）	200億円
うち歳出削減額（B）	230億円
財源確保対策後の不足額	△560億円

主要4基金充当額	310億円
要調整額=更なる財源確保努力分	△250億円

※1：当初予算編成において、主要4基金（財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、社会福祉施設整備基金）からの繰入がなくとも、歳入・歳出が均衡している状況。

※2：「要調整額」は、各年度の予算編成において、更なる財源の確保に取り組むことにより解消することとしている。

※3：「緊急対応期間」における財源確保目標額は2年間の合計額である。

【成果目標】

上記目標のとおり。

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
財政構造改革プログラムの実行・進管理					→

備考

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 財政構造改革プログラム（改訂）の実行・進行管理

平成18年3月に策定した財政構造改革プログラムについて、県財政を取り巻く環境が大きく変化し、策定時に想定した以上に財政状況が厳しくなると見込まれることから、平成21年度から平成22年度を緊急対応期間とした改訂を行い、財源不足への対策に集中的に取り組むこととした。

平成21年度当初予算については、改訂したプログラムに基づき、歳出の抜本の見直しを行うとともに更なる歳入確保に取り組み、直面する重要課題に対応した事業に限られた財源を重点的・優先的に配分するなどメリハリのある予算編成に努めた。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

危機的財政状況に対応するため、歳出においては、県単独事業を中心にした事業そのものの抜本の見直しや更なる人件費の抑制措置などに取り組んだほか、歳入においては、県債や基金の更なる有効活用を図るなど、徹底した取組みを行った。

この結果、プログラムの目標をほぼ達成することができた。

21年度の財源不足額(プログラム見込み)	720億円
財源確保額(実績)	720億円
うち歳入確保	319億円
うち歳出抑制	309億円
主要基金の取崩し	92億円

今後の取組み

平成21年度取組項目

○ 財政構造改革プログラム（改訂）の実行・進行管理

改訂した財政構造改革プログラム（緊急対応期間：平成21～22年度）に基づき、歳出の抜本の見直しとあらゆる手段による歳入確保に取り組みながら、限られた財源を優先度の高い事業に重点的・優先的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型*の財政構造の確立を目指す。

※ 当初予算編成において、主要基金からの繰入がなくても、歳入・歳出が釣り合っている状況

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(2) 政策評価制度の機能向上	中心となる領域等				
		企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>政策評価（事業評価）制度をより機能させるため、次の取組みにより、評価システムの更なる改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成果重視の視点 成果重視の視点から、評価における指標の設定の推進と更なる適正化を図ります。 ○ 現場重視の視点 評価においても出先機関等現場からの意見の把握等を通じ、現場重視の視点が反映されているか検証します。 ○ 客観性の向上 「県事業評価委員会」等の外部評価の取組みにより、県民意見の反映等に努め、客観性の向上を図ります。 ○ 相対的な評価 限られた財政的資源等の効率的な投入のため、引き続き相対的な評価を実施します。 <p>【成果目標】 事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合を80%以上にする。 (17年度 62.1%)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標設定の推進・適正化（成果重視）						→
----- 評価システムの改善						→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

成果指標及び上位成果指標の評価基準を厳しくし、施策評価により定めた指標の優先度及び事業の寄与度により評価ランクを設定するなど、成果指標等の更なる適正化を図った。

【計画どおり実施】

2 評価システムの改善

（1）客観性の向上

評価における専門知識と、より多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るため、「福島県事業評価委員会」が平成16年度に設置され、平成20年度においても下記のとおり詳細審議を実施し、その意見を評価結果に反映させている。

7月～10月 委員会が5回開催され、24施策・事業の審議を行う。

11月 知事に意見具申。

【計画どおり実施】

（2）相対的な評価

平成20年度は、施策評価における成果指標の優先度について、相対的な評価手法を取り入れている。

【計画どおり実施】

（3）各部局の主体的取組み及び結果の活用

基本施策体系の98施策540事業、重点施策体系の25施策182事業について各部局が主体的に評価を実施したが、中間案をとりまとめた後、世界経済の急速な悪化による景気後退の影響を受け、平成21年度の県税収入が大幅な減となる見通しとなったため、再度、各部局で個別事業評価を見直し、予算編成に活用した。また、調書様式や点検作業の簡便化を図り、各部局の事務負担軽減を図った。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

事業評価の目的をある程度達成できていると考える職員の割合については、平成19年度の調査で80%を超えている。なお、平成20年度は、各部局担当者の意見等を取り入れながら、調書様式や点検作業等の改善を行った。

今後の取組み

平成21年度取組項目

「うつくしま21」の全施策に関する総点検は平成20年度に実施済みであり、また、新しい総合計画を平成22年度に向けて策定中であることから、21年度は、重点推進分野事業のみ評価を行うとともに、新しい計画に対応した評価制度を構築するため、評価制度の見直しを行う。

1 指標設定の推進・適正化（成果重視）

事業の目的に対応した成果指標が設定されるよう、各部局担当者への説明会等を行う。

2 評価システムの改善

(1) 客観性の向上

評価における専門知識と、より多様な意見を反映させ、事業評価の客観性の向上を図るため、引き続き「福島県事業評価委員会」の効果的かつ効率的な運営を図る。

(2) 評価手法の改善

事業の方向性は示さずに事業の成果や課題等の評価を行うこととするなど、評価方法の一部を見直す。

(3) 事業評価制度の見直し

今年度策定する新しい総合計画に対応した評価制度とするため、事業評価委員会の意見を踏まえながら、平成22年度からの新しい事業評価制度を構築する。

21年度末成果目標

- 事業評価の目的をある程度達成できたと考える職員の割合を80%以上にする。

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(3) F・F型行政組織の深化に向けた取組み	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>F・F型行政組織の深化に向け、本大綱や「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムと連動した中で、次の取組みを行います。</p> <p>1 意識改革の取組み</p> <p>(1) 現場に応じた意識改革 職員の政策形成能力や業務遂行能力を高めるとともに、分権型社会、現場主義の考え方にに基づき、それぞれの所属等に応じた意識改革の取組みを行います。</p> <p>2 業務システム改革の取組み</p> <p>(1) 連携目標による行政運営システムの運用状況の検証・改善 部局横断的な取組みの徹底に向け、平成17年度より導入した担当理事制を柱とする標記システムの運用状況を検証するとともに、その改善を図ります。</p> <p>(2) 部局を超えた組織機構の見直し 部局横断の有機的な連携を徹底しながら、組織的な対応が必要な課題については、部局を超えた組織機構の見直しを検討します。</p> <p>(3) 出先機関の組織体制等の見直し 地域連携室の運営状況を検証するとともに、必要に応じ出先機関の組織体制の見直しや本庁と出先機関の連携のあり方を検討します。</p> <p>【成果目標】 「スピード感」ある組織運営、「柔軟な」組織運営、「現場を重視した」組織運営など、導入目的に沿った運営の更なる定着化を図ります。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
現場に応じた意識改革						→
連携目標による行政運営システムの検証・改善						→
部局を超えた組織機構見直しの検討						→
出先機関の組織体制の見直し						→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 現場に応じた意識改革

- 平成20年度から導入した新たなF・F型行政組織の定着化を図るため、それぞれの所属等における業務の遂行やOJT等を通じて、F・F型行政組織の理念の浸透や職員の意識改革を図った。
- 土木部においては、組織的な対応力を高め、目標に向かって組織や職員一人一人が日々実践すべき目に見える行動規準（「土木部スタンダード」）を部内全所属で策定するなど、組織風土の改革を目指す取組みが見られた。
- 「新たなF・F型行政組織の質疑応答集（平成20年4月）」を作成、庁内グループウェアに掲載し、職員に対し、F・F型行政組織の見直しの趣旨や内容の周知を図った。

【計画どおり実施】

2 部局を超えた組織機構の見直し

○ 安全管理監の新設及び総合安全管理室員の格上げ

部局連携による安全安心確保と危機発生時の初動対応強化のため、「安全管理監」を新設し、直轄理事が兼務することにより、直轄理事が総合安全管理を直接所管（総合安全管理担当理事は廃止）する体制とした。

また、複合的組織である「総合安全管理室」の構成員を各部局主幹等から政策監に格上げし、部局等の垣根を越えた連携・調整機能の向上を図った。

○ 庶務業務集中処理機関の新設

行財政運営の一層の効率化等を図るため、職員に関する内部管理業務である庶務業務について、「庶務業務改革推進室」、「職員厚生課」、「出納局給与旅費室」等を再編、総務部内に「職員業務課」及び「福利厚生室」を新設し、庶務業務を一元的に処理する体制を整備した。

【計画どおり実施】

3 出先機関の組織体制等の見直し

○ 保健福祉事務所支所の統合

保健福祉に対するニーズの高度化・多様化等に対応するため、会津保健福祉事務所会津坂下支所を会津保健福祉事務所に、相双保健福祉事務所浪江支所を相双保健福祉事務所に統合し、保健福祉行政の機能強化を図った。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

新たなF・F型行政組織の定着化を図りながら、必要に応じて、部局を超えた組織機構の見直しや出先機関の組織体制の見直し等を行った。

今後の取組み

平成21年度取組項目

引き続き、F・F型行政組織の理念の浸透や職員の意識改革を進め、必要に応じて、部局を超えた組織機構の見直しや出先機関の組織体制等の見直しを行うなど、より効率的な組織運営を行う。

21年度末成果目標

F・F型行政組織導入の目的に沿った運営の更なる定着化に向け、不断の研究を行う。

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(4) ITを活用した業務改革の推進	中心となる領域等				
		人事領域・情報統計領域				
取組の内容						
<p>IT化を踏まえた業務の抜本的な見直しにより、「県民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営への転換」を図るため、次の取組みを行います。</p> <p>1 「ITを活用した業務改革実行計画」への取組み 平成20年度までを計画期間とする標記計画に基づき、庶務業務の集中処理化等の具体的な取組みを着実に推進します。 また、必要に応じ、見直しを行います。</p> <p>2 「うつくしま、知恵のフリーマーケット」による政策形成等への反映 「職員の知恵を庁内イントラネット上での議論を通じて磨き上げ、タイムリーに実現することにより、組織総合力の向上を図る」という事業本来の目的の達成に向け、提案に対するレスポンスの迅速化等の改善を図りながら、職員が知恵を出し合える風土の醸成を図ります。</p>						
【成果目標】						
<p>1 庶務業務集中処理化に向けた「基本計画」を平成18年度中に策定し、業務効率化による職員数削減目標を設定します。</p> <p>2 知恵のフリーマーケットの事務事業、政策形成への反映件数10件</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実行計画に基づく取組み		→				
実行計画の見直し・推進						→
知恵のフリーマーケットの検証・改善						→
備考						

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- 庶務業務の集中処理化等による業務改革（「庶務業務改革」）の推進
「庶務業務改革詳細計画(平成19年10月策定)」を踏まえ、次の取組みに努めた。
 - ・ 庶務システムの開発
庶務業務に関する制度を管理する人事課、職員厚生課、出納局等の職員や庶務業務担当職員等で構成する「庶務システム開発等業務打合せ会議」等においてシステムの機能等について検討するとともに、検討結果を踏まえ、本県独自の使いやすく分かりやすいシステムの開発を進めた。
 - ◇ 本県独自の機能
 - ・ 週休日振替等の手続きを質問形式で誘導する「手続ガイド機能」
 - ・ 入力項目をクリックすると説明が表示される「項目ヘルプ機能」
 - ・ 旅費の用務地を電子地図から検索して入力する「地図検索機能」

【計画どおり実施】

- ・ 集中処理機関の開設準備
庶務業務を一元的に処理する体制を整備するため、「庶務業務改革推進室」、「職員厚生課」及び「出納局給与旅費室」を再編し、総務部内に「職員業務課」及び「福利厚生室」を新設したほか、外部人材活用の検討、関係諸制度等の改正などの取組みに努めた。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

庶務システムの開発及び集中処理機関における組織運営体制の構築等の開設準備を着実に進めた。

今後の取組み

平成21年度取組項目

- 庶務業務改革の推進
平成22年1月から職員自らがパソコン上から直接申請等を行い、集中処理機関において事務を集中的に処理する方法へ移行するため、庶務システムの開発・運用の取組み並びに集中処理機関における組織運営体制及び業務処理方法などを精査・構築の取組みを着実に進める。

<スケジュール>
 - ◇ 21年4月：集中処理機関設置
 - ◇ 22年1月：庶務システム本格稼働（対象：本庁機関）
 - ◇ 23年1月：システム稼働対象拡大（対象：出先機関）

21年度成果目標

平成22年1月からのシステム稼働に伴う集中処理化への円滑な移行を実現する。
(職員削減目標：平成22年度 ▲20人、平成23年度 ▲60人)

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮						
取組項目	(5)分権型社会を担う人材育成のための研修	中心となる領域等					
		人事領域					
取組の内容							
<p>「研修に関する基本的な方針」に基づき、次の取組みを推進します。</p> <p>1 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成 自治体を取り巻く環境が大きく変化している中、 ① 新しい時代の価値観を的確に捉え、社会の変化に対応でき、 ② 意思決定・判断を迅速にして、積極果敢に新たな課題に挑戦し、 ③ 常に向上心を持って自己啓発に努め、幅広い見識と専門的知識を兼ね備えている “自律型職員（自ら考え行動する職員）”の育成に向け、自主選択型・応募型の研修に重点を置いた取組みを推進します。</p> <p>2 各職場における研修の充実 各地域の研修講師（指導者養成講座※の修了者）を所属を超えて部局横断的に有効活用することにより、各職場における研修機会の充実を図り、職員の資質向上を図ります。</p> <p>※ 指導者養成講座： 接遇研修指導者養成講座 「公務員倫理を考える」（J K E T）指導者養成講座 OJL コーディネーター養成講座</p> <p>【成果目標】</p> <p>1 自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数 年間：800人以上（平成22年までの修了者：4,000人以上） （参考）平成16年度の受講者数 255人</p> <p>2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者） 平成22年度までに、300人以上</p> <p>（各公所がそれぞれ独自に研修を実施できる体制を整備） （参考）平成17年度までの修了者 163人（平成12年度からの累計）</p>							
取組の工程表							
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成						→	
各職場における研修の充実						→	
備考	ふくしま自治研修センターの指導者養成講座修了者数（累計）						
		H12	H13	H14	H15	H16	H17
	修了者数	25	50	75	96	120	163

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

1 自立型職員（自ら考え行動する職員）の育成

ふくしま自治研修センターにおいて、自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修を開講し、年間目標達成。【計画どおり実施】

2 各職場における研修の充実

ふくしま自治研修センターにおいて、指導者養成講座を開講、目標達成に向けて順調に推移している。【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

1 自主研修型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数

目標：年間800人以上（平成22年度までの修了者：4,000人以上）

平成20年度実績：1,009人（平成18年度からの累計で3,270人）

2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者）

目標：平成22年度までに300人以上

平成20年度実績：30人（平成12年度からの累計で243人）

今後の取組み

平成21年度取組項目

1 自立型職員（自ら考え行動する職員）の育成

自主選択型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数について、年間800人以上という当初目標が引き続き達成できるよう、各部局に対し必要に応じ個別選択研修受講の勧奨等を行う。

2 各職場における研修の充実

職場における研修機会の充実を図るため、各種指導者養成講座の実施の趣旨や、修了者の氏名について各部局へ周知するなど、各職場が修了者等を円滑に活用できる体制の整備や、職場研修の充実等について働きかけ等を行う。

21年度末成果目標

1 自主研修型（能力開発研修）・応募型（個別選択研修）の研修受講者数

目標：平成22年度までに4,000人以上

平成21年度目標：800人以上（平成18年度からの累計で4,070人）

2 研修講師（ふくしま自治研修センターの指導者養成講座の修了者）

目標：平成22年度までに300人以上

平成21年度目標：32人（平成12年度からの累計で275人）

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(6) 県立病院改革の推進	中心となる領域等				
		病院局・人事領域				
取組の内容						
<p>県民に期待され信頼される県立病院として、良質な医療の提供と健全な経営の実現を目指し、「県立病院改革実行方策」に基づき、県立病院改革の取組を着実に推進します。</p>						
<p>1 会津統合病院（仮称）整備の取組み 会津総合病院と喜多方病院を統合して整備する会津統合病院（仮称）については、会津地方における県立病院等のネットワークの中核となる病院として整備します。</p>						
<p>2 廃止する病院等の移譲等の取組み 廃止するリハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院及び猪苗代病院については、平成18年度末に廃止するとともに、病院の機能等を立地自治体や民間医療機関へ移譲します。</p>						
<p>3 存続する病院の充実・強化の取組み 存続する矢吹病院、宮下病院、南会津病院及び大野病院については、それぞれに求められる医療機能等の充実・強化方策を策定し、実行可能なものから着実に実施します。</p>						
<p>4 経営等改善への取組み 「経営等改善アクションプログラム」に基づき、各病院が主体となって自ら経営改善を行う取組みを推進するとともに、病院ごとの収支計画等を盛り込んだ経営計画を策定し、着実に実行します。</p>						
【成果目標】						
<p>1 会津統合病院（仮称）の早期開院 2 3病院1診療所（リハビリテーション飯坂温泉病院、同病院本宮診療所、三春病院、猪苗代病院）の平成18年度末の廃止・移譲 3 4病院（矢吹病院、宮下病院、南会津病院、大野病院）の医療機能等の充実・強化 4 経営計画に基づく経営改善</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立病院改革実行方策の実行						→
-----		(策定)	(実施)			
経営計画の策定・実施		→	→	→	→	→
-----		(策定)	(実施)			
存続病院の充実・強化方策の策定・実施		→	→	→	→	→
備考						

取組みの状況

平成20年度取組状況及び成果目標に対する効果等

- **会津統合病院（仮称）整備の取組み**
平成20年10月に経営形態について、県立医科大学の附属病院となることを決定。施設整備については、次のとおり整備を進めた。
 - ・ 10月 造成工事を完了した。
 - ・ 2月 実施設計に着手した。
 - ・ 3月 会津総合病院へ電子カルテ・オーダーリングシステムを導入した。 【計画どおり実施】
- **公立病院改革ガイドラインへの対応**
 - ・ 地域医療の安定的な確保に向けて公立病院の抜本的な改革を求める、国の「公立病院改革ガイドライン」により、「改革プラン」の策定作業を行った。
 - ・ 内容としては、会津統合病院（仮称）を県立医科大学の附属病院とするほか、矢吹、宮下、南会津病院は県立病院として存続といった県立病院の在り方を改めて明確にするほか、経営健全化等に向けた収支目標や具体的な改善策等を盛り込んでいる。
 - ・ しかし、大野病院の在り方については、双葉厚生病院と統合する方向で検討しているが、地元町村や医師会等との調整に時間を要し、改革プランの年度内策定に至ることができなかった。 【取組みに遅れ】
- **経営改善・医療機能の充実・強化に向けた取組み**
 - ・ 経営改善計画及びアクションプログラムに基づき、医療機能等の充実強化及び経営改善に向けて取り組んできた。 【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・ ドクターバンク事業等の実施による大野病院の内科常勤医の確保
- ・ 電子カルテ・オーダーリングシステムの導入（会津総合病院で21年3月から開始）
- ・ 医薬品・診療材料費の共同購入や在庫の適正管理を行う新型SPDの導入（全病院で20年8月から開始）
- ・ 仕様見直し等による委託費の削減等費用の見直しなどにより、経営改善・医療機能の充実強化を図った。

今後の取組み

平成21年度取組項目

- **会津統合病院（仮称）整備の取組み**
 - ・ 4月～3月 県立医科大学附属病院化に伴う病院機能等の検討を進める。
 - ・ 4月～3月 実施設計を進める。
 - ・ 4月～3月 引き続き、運営・医療情報システム、医療機器等に係る検討を進める。
 - ・ 10月～3月 病院入口に係る国道121号の右折レーンの整備を進める。
- **改革プランの策定**
 - ・ 4月～6月 大野病院の在り方について早期に取りまとめ、改革プランを策定する。
- **改革プランに基づく経営効率化等に向けた取組み**
 - ・ 4月～3月 現在策定している改革プランに基づき、病院の在り方に関する改革や、良質な医療の提供及び病院経営の健全化等に向けた以下の取組みを着実に進めていく。
 - ・ ドクターバンク事業等の実施による常勤医師の確保
 - ・ 給与費の抑制や、病棟・病床数の見直し、業務の効率化、委託の推進等職員配置の適正化による総人件費の抑制
 - ・ 病棟再編・病床数削減の実施等による費用の見直し 等

21年度末までの成果目標

- ・ 会津統合病院（仮称）については、県立医科大学附属病院化に伴う病院機能等について検討するとともに、引き続き実施設計を進め、併せて運営システム等の検討を行うなど、平成24年度中の開院に向け、着実に整備を進める。
- ・ 改革プランに基づく取組みにより、着実に良質な医療の提供及び病院経営の健全化を図っていく。

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(7) 企業局事業の見直し	中心となる領域等
		企業局・人事領域

取組の内容

「企業局事業見直し実行計画」に基づき、次に掲げる取組みを推進します。

1 工業用水道事業

- アウトソーシングの推進等による効率的な事業運営
- 好間工業用水道の地元市への譲渡
- 相馬・好間工業用水道の未売水の解消
- 老朽化施設の大規模改修の計画的な実施

2 地域開発事業

- 様々な工夫による販売戦略の展開や関係部局・立地市町との緊密な連携による効果的、効率的な販売活動を推進し、平成 19 年度までに造成済未分譲地※を完売する。

※ 分譲率(平成 17 年度末)

地 区	分譲全体面積(ha)	分譲済面積(ha)	分譲率 (%)
工業団地			
工業の森・新白河 C 工区	21.8	6.4	29.4
田村西部	62.9	22.8	36.2
ビジネスパーク	8.9	0.7	7.9
ライフパーク	206 区画	55 区画	26.7%

【成果目標】

1 工業用水道事業

- アウトソーシングの推進
 - ： 経常費用を平成 22 年度までに 25%以上削減（対平成 14 年度比）
- 未売水の解消（相馬工業用水道）
 - ： 平成 22 年度までに給水契約率 65%以上を目指す。
（平成 17 年 4 月 1 現在 51.3%）
- 磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率
 - ： 平成 22 年度までに 90%以上

2 地域開発事業

造成済未分譲地の分譲率：100%（平成 19 年度末）

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一層のアウトソーシングの推進			→		
相馬・好間工業用水道の未売水の解消					→
大規模改修への計画的な実施					→
造成済未分譲地の完売		→			

備考

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

平成20年3月に策定した「企業局事業見直し実行計画（平成20年～22年度）」に基づき、次に掲げる取組みを実施した。

（工業用水道事業）

- 1 効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減 【計画どおり実施】

一層の外部委託の実施に向けて事務事業の点検、外部委託可能事業の検討を行った。

- 2 相馬・好間工業用水道の未売水の縮減 【概ね計画どおり実施】

相馬工業用水道 平成20年6月から 100m³/日増量 (1社)

※ 平成21年6月30日から3,000m³/日増量契約締結 (1社)

- 3 好間工業用水道のいわき市への譲渡 【継続協議が必要】

「好間工業用水道に係る県、市協議会」の開催を通じて、いわき市に対し具体的な譲渡条件の提示を求めた（協議回数 4回）。

- 4 大規模改修の計画的な実施 【計画どおり実施】

老朽化した施設・設備等を計画的に改築及び更新するため、中長期計画（平成20年8月、21年度を初年度とする計画に改訂）に基づき磐城工業用水道第二期改築事業等を実施した。

（地域開発事業）

- 5 造成済未分譲地の早期分譲 【より一層の取組が必要】

関係部局や立地市町等との連携の下、様々な工夫による販売戦略を展開した結果、田村西部工業団地及びビジネスパークでそれぞれ1社、ライフパークで8区画の分譲実績となった。

成果目標に対する効果

1 工業用水道事業

- 経常費用削減 平成20年度末見込み 平成14年度比 20.4%削減
(平成20年度経常費用見込み 2,516百万円)
- 未売水の縮減（相馬工業用水道） 平成20年度末 給水契約率 57.6%
- 磐城工業用水道における埋設管路の耐震化率 平成20年度末 耐震化率 88.2%

2 地域開発事業 造成済未分譲地の分譲率（平成20年度末分譲率）

地 区	分譲全体面積 (ha)	分譲済面積 (ha)	分譲率 (%)
田村西部	64.1	50.2	78.3
工業の森・新白河C工区	21.8	17.1	78.6
ビジネスパーク	8.9	3.5	39.3
ライフパーク	206 区画	80 区画	38.8

今後の取組み

平成21年度取組項目

企業局事業見直し実行計画に基づき、引き続き次に掲げる取組みを実施。

- 1 効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減
- 2 相馬・好間工業用水道の未売水の縮減
- 3 好間工業用水道のいわき市への譲渡
- 4 大規模改修の計画的な実施
- 5 造成済未分譲地の早期分譲

21年度末成果目標

- 1 工業用水道事業
 - 経常費用削減
19%以上削減（対平成14年度対比）
 - 未売水の縮減（相馬工業用水道）
給水契約率 62%以上
 - 磐城工業用水道における管路の耐震化率
89%以上
- 2 地域開発事業
 - 造成済未分譲地の分譲率
工業団地 90 %以上 住宅団地 45 %以上

※ 平成22年度末までの目標は下記のとおり。

- 1 工業用水道事業
 - 経常費用削減
平成22年度末までに20%以上削減（対平成14年度対比）
 - 未売水の縮減
平成22年度末までに給水契約率65%以上（相馬工業用水道）
 - 磐城工業用水道における管路の耐震化率
平成22年度末までに90%以上
- 2 地域開発事業
 - 造成済未分譲地の早期分譲
工業団地100% 住宅団地50%（平成22年度末分譲率）

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮					
取組項目	(8) 公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築	中心となる領域等				
		人事領域、各部署				
取組の内容						
<p>「公社等外郭団体への関与等に関する指針（以下「関与等指針）」に基づき、県の関与を必要最小限にとどめるなど、公社等外郭団体（以下「公社等）」との新たなパートナーシップの構築に取り組みます。</p> <p>1 関与等指針の定着化 「点検評価」の実施、結果公表などを通して、関与等指針の定着化を図ることにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進します。 特に、公の施設の指定管理者制度に係る公社等については、指定手続における透明性の確保や県民への説明責任の観点から、民間団体との公平性の確保に向けた関係の構築を徹底します。</p> <p>2 公社等見直しの実効性の確保 「公社等見直しに関する実行計画（以下「実行計画）」について、取組みの進捗よく状況、指定管理者制度の状況等を踏まえ、必要に応じ修正を行い実効性を高めていくことにより、公社等の主体的、自立的な経営を促進していきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 公社等（平成18年3月31日現在：21団体） ⇒ ①県行政の補完等の業務を行うものであること。②設立に当たっての関与の度合いが高いこと。③資本金、基本金その他これらに準ずるものに対する県の出資、出せん等の割合が概ね25%以上であること。④役員への県職員の派遣があること。⑤関与等指針の適用が特に必要と認められること。 から、関与等指針の対象として決定した団体。</p> </div> <p>【成果目標】 <input type="checkbox"/> 公社等への県職員派遣数：平成17年度末現在の派遣数197名を平成22年度末までに30%（約60名）削減します。</p> <p>(1) 指定管理者制度関係公社等については、県職員派遣の見直し等を行い、大半の施設で次回募集を行う平成20年度までに、他の民間団体等との競争環境整備を重点的に進めます。</p> <p>(2) 上記以外の公社等についても、実行計画等に基づき、県職員派遣等の人的支援及び補助金等の財政的支援の見直しを行い、主体的、自立的な経営を促進します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
「関与等指針」の定着化						→
実行計画の進行管理・見直し						→
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

1 関与等指針の定着化

以下の取組みにより関与等指針の定着化を図り、公社等の主体的、自立的な経営を促進した。

- ・ 対象公社の「点検評価」の実施及び結果公表
総務部による点検評価を実施し、評価結果を公表。

【計画どおり実施】

2 実行計画の進行管理・見直し

(1) 「公社等見直しに関する実行計画（以下「実行計画）」の修正

点検評価結果等をふまえ「実行計画」を修正（平成21年3月27日公社等見直し部会）

※ 土地開発公社等4団体・・・「実行計画」修正

住宅供給公社及び自然の家・・・平成21年3月31日解散

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

■ 平成17年度末197名→H21.4.1 現在派遣数77名

削減数120名（進捗率203%）

指定管理者制度関係公社等	73名
上記以外の公社等	47名

今後の取組み

平成21年度取組項目

公社等の主体的、自立的な経営を促進するため、平成20年度に引き続き下記のとおり取り組む。

[取組みの概要]

- 関与等指針の定着化
点検評価の実施、結果公表などを通して、関与等指針の更なる定着化を図る。
- 公社等見直しの実効性の確保
取組みの進捗状況等を踏まえ、必要に応じ実行計画の修正を行い、実効性を高める。

21年度末成果目標

- 県職員派遣数
既に成果目標を達成しているが、引き続き見直しの状況等を勘案しながら必要最小限の派遣となるよう進行管理を継続する。

I 「実行計画等」に基づき見直しを進める公社等（8団体）

公 社 名	見 直 し 方 向 性
1 現行の実行計画を修正する公社等（4団体）	
福島県土地開発公社	<input type="checkbox"/> 「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行 <input type="checkbox"/> 継続事業の状況を踏まえた今後の組織体制の検討
(財)福島県青少年育成 ・男女共生推進機構	<input type="checkbox"/> 今後の施設の改修や収支状況等を踏まえた青少年会館のあり方の検討
(財)福島県観光物産交流協会	<input type="checkbox"/> 「中期事業・運営計画」等に基づく主体的な取組みの実行
福島県道路公社	<input type="checkbox"/> 償還期限後のスカイライン等三路線の管理方法について結論を得る <input type="checkbox"/> 公社運営や組織体制のあり方等についての抜本的な検討・見直し
3 現行の実行計画を継続する公社等（4団体）	
(財)福島県農業振興公社	<input type="checkbox"/> 「第三次経営合理化計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(社)福島県林業公社	<input type="checkbox"/> 「改訂第2次改善計画」等に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県きのご振興センター	<input type="checkbox"/> 産地形成の目標年次である平成23年度を視野に入れた公社のあり方等の見直し
(財)福島県下水道公社	<input type="checkbox"/> 民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社のあり方等の抜本的な検討・見直し

II 実行計画の策定を要しない公社等（10団体）

公 社 名	見 直 し 方 向 性
(財)ふくしま自治研修センター	<input type="checkbox"/> 研修部門の更なる充実と調査研究支援部門の定着に向けた主体的な取組の実行
(財)福島県文化振興事業団	<input type="checkbox"/> 「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしま海洋科学館	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県国際交流協会	<input type="checkbox"/> 「運営基本計画」に基づく主体的な取組みの実行
(社福)福島県社会福祉事業団	<input type="checkbox"/> 「事業実施計画」に基づく自立的な改革の継続
(財)福島県産業振興センター	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)福島県栽培漁業協会	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組みの実行
(財)ふくしまフォレスト・エコ ・ライフ財団	<input type="checkbox"/> 「中長期計画」に基づく自立的な改革の実行
(財)ふくしま市町村建設支援機構	<input type="checkbox"/> 再生計画（アクションプログラム）の着実な実行
(財)福島県都市公園・緑化協会	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組みの実行

III 関与等指針の対象から除外する公社等（2団体）

公 社 名	理 由
福島県住宅供給公社	<input type="checkbox"/> 平成21年3月31日解散
(財)福島県自然の家	<input type="checkbox"/> 平成21年3月31日解散

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(9) 県立社会福祉施設の見直し	中心となる領域等
		保健福祉総務領域 生活福祉領域、自立支援領域

取組の内容

次により、県立社会福祉施設の見直しに取り組みます。

- 「県立社会福祉施設見直しに係る工程表」(H16.11)に基づく着実な実行
各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実施します。
また、進捗状況を踏まえ、必要な修正を行います。

【成果目標】

- 下表のとおり各施設ごとの工程表に基づき見直しを実行する。
民間移譲 8施設（平成18年度2、平成19年度1、平成20年度4、平成21年度1）
指定管理者移行 6施設（平成18年度6）
民間移譲等を検討 3施設、施設のあり方を検討 2施設、直営継続 3施設

社会福祉施設（22施設）の見直しの方向性

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分（14施設）

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人	H18年4月民間移譲
やまぶき荘	〃	S48.8	100人	H18年4月民間移譲
さつき荘	〃	S50.9	100人	民間移譲：H19
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	H18年4月指定管理者
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100人	民間移譲：H20
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	H18年4月指定管理者
かしわ荘	〃	S50.9	100人	H18年4月指定管理者
かえで荘	〃	S55.4	100人	H18年4月指定管理者
ばんだい荘（あおば）	〃	H11.4	60人	H18年4月指定管理者
矢吹しらうめ荘	〃	H6.4	100人	民間移譲：H20
矢吹しらうめ通動寮	知的障害者通動寮・自立支援給付費	H6.4	20人	民間移譲：H20
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4	100人	民間移譲：H20
からまつ荘	〃	S49.5	150人	民間移譲：H21
ばんだい荘（わかば）	知的障害児施設・措置	S43.4	40人	H18年4月指定管理者

(2) 県直営分 (8 施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性
喜多方しのめ荘	救護施設・措置	S28. 5	50 人	民間移譲等を検討
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置・介護保険	S25. 3	70 人	民間移譲等を検討
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16. 4	20 人	県直営を継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27. 2	40 人	施設のあり方を検討
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	100 人	民間移譲等を検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	110 人	施設のあり方を検討
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38. 6	入所 90 人	県直営を継続
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23. 4	50 人	県直営を継続

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直しの実行					→
進捗状況を踏まえた工程表の修正					→

備考

取組みの状況

平成20年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

○ 県立社会福祉施設見直しに係る工程表(初版H16.11)に基づく着実な実行

各施設ごとの見直しの方向性に基づき、見直しを実行した。

見直しの進捗状況等を踏まえ、工程表の改定を行った(第3版H20.7)。

【計画どおり実施】

成果目標に対する効果

- ・民間移譲の実行2施設(成果目標10施設)
H18.4.1~2施設、H19.4.1~1施設、H20.4.1~3施設、H21.4.1~2施設 累計8施設
- ・指定管理者移行6施設(成果目標6施設)
- ・民間移譲等を検討1施設、施設の在り方を検討2施設、直営継続3施設(成果目標同左)

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分(14施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成20年度の取組み
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人	H18.4.1社会福祉法人に移譲済み	
やまぶき荘	〃	S48.8	100人	H18.4.1社会福祉法人に移譲済み	
さつき荘	〃	S50.9	100人	H19.4.1社会福祉法人に移譲済み	
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付費	S49.10	100人	H20.4.1社会福祉法人に移譲済み	
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
かしわ荘	〃	S50.9	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
かえで荘	〃	S55.4	100人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
ばんだい荘(あおば)	〃	H11.4	60人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続
矢吹しらうめ荘	〃	H6.4	100人	平成23年度に社会福祉法人へ移譲	指定管理者制度を継続
矢吹しらうめ通 勤寮	知的障害者通勤寮・自立支援給付費	H6.4	20人	平成23年度に社会福祉法人へ移譲	指定管理者制度を継続
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4 (H9.4)	100人	H20.4.1社会福祉法人に移譲済み	
からまつ荘	〃	S49.5	150人	平成21年度に社会福祉法人へ移譲	H21.4.1社会福祉法人へ移譲
ばんだい荘(わかば)	知的障害児施設・措置	S43.4	40人	指定管理者制度の継続	指定管理者制度を継続

(2) 県直営分 (8施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	今後の方向性	平成20年度の取組み
喜多方しののめ荘	救護施設・措置	S28.5	50人	平成21年度に社会福祉法人への移譲	H21.4.1社会福祉法人へ移譲
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・措置	S25.3	70人	H20.4.1社会福祉法人に移譲済み	
女性のための相談支援センター	婦人保護施設・措置	H16.4	20人	県直営を継続	
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	養護体制や施設の在り方等の方向性に沿った実行計画の策定	養護体制や施設の在り方等の方向性の取りまとめ
大笹生学園	知的障害児施設・措置	S26.10	50人	民間移譲又は指定管理制度移行を検討	・民間移譲又は指定管理制度移行を検討 ・定員見直し
郡山光風学園	ろうあ児施設・措置	S24.11	20人	施設の在り方等に基づく実行計画の策定	・施設の在り方等を検討 ・定員見直し
総合療育センター	肢体不自由児施設・措置	S38.6	入所 90人	県直営を継続	
福島学園	児童自立支援施設・措置	S23.4	50人	県直営を継続	

今後の取組み

平成21年度取組項目

- 県立社会福祉施設見直しに係る工程表(第3版H20.7)に基づく着実な実行
各施設ごとの見直しの方向性にに基づき、見直しを実行する。
また、進捗状況等を踏まえ必要な修正を行う。

21年度末成果目標

- ・民間移譲予定の2施設について、平成23年度移譲実行に向けて準備を進める(成果目標10施設)。
H18.4.1～2施設、H19.4.1～1施設、H20.4.1～3施設、H21.4.1～2施設
H23.4.1以降2施設
- ・指定管理者の継続6施設(成果目標6施設)
- ・民間移譲等を検討1施設、施設の在り方を検討2施設、直営継続3施設(成果目標同左)

(1) 県社会福祉事業団に管理委託分(14施設)

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成21年度取組みの内容
飯坂ホーム	特別養護老人ホーム・介護保険	S44.9	100人	H18.4.1社会福祉法人へ移譲済み
やまぶき荘	〃	S48.8	100人	H18.4.1社会福祉法人へ移譲済み
さつき荘	〃	S50.9	100人	H19.4.1社会福祉法人へ移譲済み
ひばり寮	肢体不自由者更生施設・自立支援給付費	S59.4	100人	指定管理者制度の継続
きびたき寮	身体障害者療護施設・自立支援給付	S49.10	100人	H20.4.1社会福祉法人へ移譲済み

	費			
けやき荘	知的障害者更生施設・自立支援給付費	S49.8	100人	指定管理者制度の継続
かしわ荘	〃	S50.9	100人	指定管理者制度の継続
かえで荘	〃	S55.4	100人	指定管理者制度の継続
ぼんだい荘 (あおば)	〃	H11.4	60人	指定管理者制度の継続
矢吹しらうめ荘	〃	H6.4	100人	指定管理者制度の継続
矢吹しらうめ通 勤寮	知的障害者通勤寮 ・自立支援給付費	H6.4	20人	指定管理者制度の継続
浪江ひまわり荘	救護施設・措置	S46.4 (H9.4)	100人	H20.4.1社会福祉法人へ移譲済み
からまつ荘	〃	S49.5	150人	H21.4.1社会福祉法人へ移譲済み
ぼんだい荘 (わかば)	知的障害児施設・ 措置	S43.4	40人	指定管理者制度の継続

(2) 県直営分（8施設）

施設名	施設区分	開設年月	定員	平成21年度取組みの内容
喜多方しののめ 荘	救護施設・措置	S28.5	50人	H21.4.1社会福祉法人へ移譲済み
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム・ 措置	S25.3	70人	H20.4.1社会福祉法人へ移譲済み
女性のための相 談支援センター	婦人保護施設・措 置	H16.4	20人	県直営の継続
若松乳児院	乳児院・措置	S27.2	40人	養護体制や施設の在り方等の方向性に沿 った実行計画の策定
大笹生学園	知的障害児施設・ 措置	S26.10	50人	社会福祉法人への移譲又は指定管理者制 度移行について検討
郡山光風学園	ろうあ児施設・措 置	S24.11	20人	施設の在り方等に基づく実行計画の策定
総合療育センタ ー	肢体不自由児施設 ・措置	S38.6	入所 90人	県直営の継続
福島学園	児童自立支援施設 ・措置	S23.4	50人	県直営の継続

推進項目	Ⅲ－１ これまでの改革成果の発揮	
取組項目	(10) 定員の削減	中心となる領域等
		人事領域 病院局 教育総務領域 警務教養課 ほか

取組の内容

「アウトソーシングの徹底」、「事務事業の見直し」、「ITの活用等による事務の効率化」「組織機構の見直し」等の取組みにより、任命権者ごと厳格な定員管理に努めます。

□ 県職員削減の総数（目標） ▲ 1,445（▲4.7%）
 (H18.4.1～H23.4.1)

○ 任命権者ごとの目標

《知事部局》

平成23年4月1日までに、350人を純減します。
 (平成18年2月議会条例改正)

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正	5,862					5,512	▲350
	↑▲1,423 7,285						

《教育委員会》

児童生徒数の減少を踏まえ、義務標準法及び高校標準法※に基づき、教職員定数889人の純減を見込みます。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定 数改正 見込	20,107					19,218	▲889

※ 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
 高校標準法：公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

《警察本部》

警察官以外の一般職員について、少なくとも3人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)						
一般職員	516					513	▲3

※ 警察官については、警察法施行令で定員の基準が規定されるため目標値を設定しない。

《病院局》

3病院1診療所の廃止により、191人を純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正見込	1,090					899	▲191

《その他》

その他の部局において、アウトソーシングの推進等により12人純減します。

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数 改正見込	161					149	▲12

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
条例定数・児童生徒数の減少・ 病院の廃止等を踏まえた定員管理					→

備考

取組みの状況

平成20年度を取組状況及び成果目標に対する効果等

アウトソーシングの推進、事務事業の見直し、組織機構の見直し等の取組みにより、平成21年4月1日現在で、平成23年度における県職員削減の目標総数▲1,445人に対し、1,145人を純減した(◎実績:315人、⑱～㉑3年間の進捗率:79.2%)。

特に、知事部局及び教育委員会においては、平成20年度に改訂した財政構造改革プログラムを踏まえ、1年前倒しでの削減目標達成を目指すこととした。

【計画を前倒して実施】

□ 任命権者ごとの取組状況

《知事部局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数改正	5,862					5,512	▲350
	▲1,423	▲62	▲94 (▲156)	▲127 (▲283)			
	7,285				▲350 1年前倒し		

《教育委員会》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
教職員定数改正見込	20,107					19,218	▲889
		▲197	▲275 (▲472)	▲182 (▲654)			
					▲889 1年前倒し		

《警察本部》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
警察官	(3,206)	(3,208)	(3,208)	(3,227)			
一般職員	516					513	▲3
		±0	▲1 (▲1)	±0 (▲1)			

《病院局》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数改正見込	1,090					899	▲191
		▲191	±0 (▲191)	±0 (▲191)			

※ 3病院1診療所の廃止により目標を前倒しで達成

《その他》

	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	備考
職員定数改正見込	161					149	▲12
		▲6	▲4 (▲10)	▲6 (▲16)			

※ 備考欄は、平成18年4月1日現在の定員と平成23年4月1日付け定員の差

※ 20.4.1欄及び21.4.1欄のカッコ内は、18.4.1からの純減数(累計)

今後の取組み

平成21年度取組項目

- 条例定数・児童生徒数の減少等を踏まえた定員管理
引き続き、アウトソーシングの徹底、事務事業の見直し、ITの活用等による事務の効率化、組織機構の見直し等に取り組むことにより、任命権者ごとに厳格な定員管理に努める。
また、知事部局及び教育委員会においては、1年前倒しでの削減目標達成を目指す。

推進項目	Ⅲ－２ 新たな改革の推進					
取組項目	(1) 公務能率向上に向けた新たな仕組みづくり	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>流動化する時代に的確に対応するため、公務能率の向上に向けた新たな取組みとして、人事給与制度の見直しを進めます。</p> <p>1 新たな人事制度の検討 外部有識者等の意見を反映させながら新たな人事制度を検討し、平成19年度からの導入を目指します。 また、職員の能力や勤務実績を適正に給与処遇に反映させる取組みを進めます。</p> <p>2 多様な人材の確保 引き続き、任期付職員・民間実務経験者などの採用等を行い、多様な人材の確保とその活用を図ります。</p> <p>3 柔軟な勤務形態の検討 フレックスタイムや在宅勤務、短時間勤務など新たな勤務形態の枠組みについて、地方公務員法改正の動向を見据えながら検討を行います。</p> <p>4 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の全面見直し（→平成14年度から改正）以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、改めて特殊勤務手当の総点検を実施します。 ・ その他、特定の業務等を対象とする手当についても、併せて点検します。 ・ 点検結果を踏まえ、必要に応じ制度改正を実施します。 <p>【成果目標】</p> <p>1 制度導入に併せて設定</p> <p>4 各手当の点検作業と併行して制度改正の要否等の検討を進め、平成20年度までに、順次必要な制度改正を実施します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新人事制度の導入		検討・試行	本格実施			
勤務実績の給与処遇への反映						
特殊勤務手当の総点検の実施 他の特定業務等手当の点検の実施						
点検結果の検討及び制度改正の実施						
備考						

取組みの状況

平成20年度の取組状況及び成果目標に対する効果等

- 1 新人事制度の導入 【計画どおり試行を実施】
8月 新たな人事評価制度の導入に向けた第二次試行の前段に、新たに管理職に就いた職員等を対象とした説明会を実施した。
7月～1月 新たに管理職に就いた職員等を対象に、ふくしま自治研修センターで実施する「目標管理講座」を受講させ、目標管理の手法に関する理解を深めた。
9月～3月 管理職層を対象とする新たな人事評価制度の第二次試行を実施した。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施 【計画どおり実施】
特殊勤務手当の改正（平成21年4月1日適用）
社会経済情勢の変化等を踏まえながら、平成18年度から実施した総点検の結果、昨年度に引き続き次の内容の見直しを行い、平成21年4月1日から適用した。
○ 守衛特殊業務手当の廃止により、30手当から29手当に改正。
- 3 その他の取組み 【計画どおり実施】
 - (1) 多様な人材の確保
一般職の任期付研究員の採用選考試験を実施し、2名を採用した。
 - (2) 柔軟な勤務形態の検討
職員が短期の家族介護のため、真にやむを得ず勤務を欠く必要が生じた場合に、服務上の措置として、欠勤を認めることとした。（H21.4.1から施行）

今後の取組み

平成21年度取組項目

- 1 新人事制度の導入
昨年度に実施した管理職層を対象とした第二次試行の結果を踏まえ、一般職員を対象とした試行の実施について検討する。
また、新たに管理職に就いた職員等を対象とした研修会を実施し、新たな人事評価制度に関する認識を高めるなど、本格実施に向けた取組みを着実に挙げる。
なお、勤務実績を適正に給与処遇へ反映させるための方法について、試行の結果を踏まえながら実施に向けた検討を進めていく。
- 2 特殊勤務手当等諸手当の総点検・制度改正の実施
給与の適正化に向け、随時必要な見直しを行うこととする。
- 3 その他の取組み
多様な人材の確保及び柔軟な勤務形態については、その必要に応じて引き続き実施又は検討していく。

推進項目	Ⅲ－２ 新たな改革の推進					
取組項目	(2) 第三セクターの見直し	中心となる領域等				
		人事領域・各部署				
取組の内容						
<p>公益法人制度改革の動き、指定管理者制度導入やアウトソーシング推進等による行政サービスの民間開放等の環境変化を踏まえ、次により、第三セクターの主体性を尊重しながら統一的な視点に立った見直しを行います。</p> <p>〈見直しの手順〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 … 見直しの対象とする第三セクターを決定します。 「見直しの方向性」の決定 … 対象第三セクターごとに、見直しの方向性を決定します。 「見直し工程表」の作成 … 対象第三セクターごとに、見直しの工程表を決定します。 見直しの実行・進行管理 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 第三セクター（平成18年3月31日現在：116法人） ⇒ 本県が出資又は出捐をしている民法、商法又は特別法に基づく法人。 ただし、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象としている21法人については、Ⅲ－１－(8)のとおり別途見直しを進めていることから、この見直しからは除く。 ⇒ 民法法人：73法人 商法法人：30法人 特別法法人：13法人</p> </div> <p>【成果目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「見直しの対象」の決定 : 平成18年5月末 「見直しの方向性」の決定 : 平成18年7月末 「見直し工程表」の作成 : 平成18年9月末 見直しの進行管理 : 「行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会」で進行管理を行い、毎年度終了後に結果公表 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直し工程表策定		→				
見直しの実行・進行管理		→				
備考						

取組みの状況

平成20年度 of 取組状況及び成果目標に対する効果等

1 見直しの実行・進行管理

平成21年2月に「第三セクター見直しに関する実行計画」による県の人的関与の縮小等の取組状況を確認した上、県の関与状況等を踏まえ類型区分を以下のとおり改めるとともに、実行計画の修正を行うなどの進行管理を行った。

類型A：主体的・自立的な法人運営のあり方を検討する法人
 類型B：設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人

<類型A>

団体名	見直しの方向性
(社)福島県私学振興基金協会	<input type="checkbox"/> 他団体への事務局移管の検討
(財)福島県総合社会福祉基金	<input type="checkbox"/> 他団体への事務局移管の検討
(財)郡山地域テクノポリス推進機構	<input type="checkbox"/> 現計画の総括と今後の財団の在り方の検討
(財)ふくしま科学振興協会	<input type="checkbox"/> 法人の主体的・自立的運営の促進

<類型B>

団体名	見直しの方向性
必要に応じて県の関与を継続して行う法人	(株)日本フットボールヴィレッジ <input type="checkbox"/> 経営の改善に向けて助言する必要がある。
	阿武隈急行(株) <input rowspan="3" type="checkbox"/>
	会津鉄道(株)
	野岩鉄道(株)
福島空港ビル(株) <input type="checkbox"/> JAL撤退など厳しい経営環境へ対応するため、県の空港政策の一環として積極的な関与が必要である。	
経営改善計画等の進捗について助言する法人	(株)福島県食肉流通センター <input type="checkbox"/> 次期経営活性化5カ年計画の進捗について引き続き助言する必要がある。
	福島県漁業信用基金協会 <input type="checkbox"/> 経営改善計画の進捗について引き続き助言が必要である。

【計画どおり実施】

今後の取組み

平成21年度取組項目

〇 見直しの実行・進行管理

平成21年3月に修正した「第三セクター見直しに関する実行計画」に基づき見直しが行われるよう、適宜進行管理を行う。